一、米の取引

(1) 米　商
(2) 籾　商　　これがすべてである。中には輸出業とを兼營したものもある
(3) 籾仲買人　　が、彼等は勿論精米工場を持つてゐる。
(4) 直接買取人

先づ米商であるが、彼等は勿論精米工場を持つてゐる。中には輸出業とを兼營したものもあつた。一九三二年末現在では、提岸の華僑所有精米工場は七十五を算したが、佛蘭西人のそれは僅かに三に過ぎなかつた。又東京では華僑はハイフオン及びその附近に五の精米工場を持つて居る。

籾商は堤岸に約百人居る。多くは自己の資金で事業を經營して居り、普通豐富な資本を持つて居る様である。彼等はまた副業として印度より麻袋や米袋を輸入し、これを原住民生産者に賣りつけて多くの利益を收めて居た。

籾仲買人は、多くは籾の買付に所要する資金を籾商から供給され、彼等はこれを直接買取人に分配する。然し時には自己資金にて營業するものもある。

直接買取人は、多くは安南婦人と結婚して現地で小雜貨商を營んで居る華僑である。特にカムボヂヤにその例が多く見られる。

二、綿の取引

一九三六——三七年の綿の輸出は左の如くである。（單位噸）

	實綿	繰綿	計
一九三五年	五二九	一九六	七二五
一九三六年	二七四	九九	三七三
一九三七年	七五六	一三二	八八八

この綿の取引に於ける華僑の地位は、略々米取引の場合同様絶對的であつた。

三、砂　糖

華僑は砂糖の生產においても、略々獨占に近い地歩を占めて居た。而して甘蔗の買付、これを擔保とする貸付及び製糖工場の經營を通じて、糖業上の利益を全く壟斷して居た。製糖工場の八〇%までは彼等の手中にあると云はれたが、その取引上の勢力は更に大きかつたと云はれてゐる。

四　一般小賣商、行商人

何れも華僑が壓迫的多數を占めて居るし、また其の演ずるところの役割と經濟勢力も極度に

大きいのである。現地の住民は消極的であつて、これがため易々として華僑の進出を許したと云はれるが、それはともかくとして、歐洲人は土地の言語にも習俗にも妥協しないから、土民との直接取引は行ひ得ないのであつて、結局華僑の介入が不可缺の條件をなして居たのである。

第五節　華僑と金融業

銀行と補助的金融機關とに大別することが出來るのは云ふまでもないが、先づ銀行より見るに華僑系のものとしては、東亞銀行と富滇銀行とがある。前者は資本金一千萬香港弗、本店は香港にあり、支店が當領のサイゴンとハイフオンに置かれて居た。在佛印華僑商人の預金、貸付等の地方的業務を主とするものであるが、近年は爲替業務へも進出して居た。後者は資本金五百萬元、本店は昆明にあり、ハイフオンに支店を持つものである。

然し華僑の外國爲替について、最も大きな勢力を持つて居たのは印度支那銀行であつた。同行は本國送金の額も相當多額に上つて居たと云はれ、パリに本店を有し資本金一億二千萬法、佛印の中央銀行として紙幣發行權をも與へられて居たのである。

補助的金融機關としては質屋、チエッティー、信局、金貸業者等多種に上つて居たが、これ

等の方面へも華僑は相當進出して居たのである。（但し質屋、チエッティーは彼等の介在せざるものであつた。）

然らば、現在に於いて佛印の金融方面は如何になつて居るか、また、華僑金融業者は如何なる狀態に置かれて居るか。

以上の點に關しては、未だに詳細な報告はもたらされるに至つて居ない。然し、大東亞戰爭の勃發によつて、佛印と佛蘭西本國との關係は事實上遮斷せられるに至つて居るので、例へば佛印の中央銀行たる印度支那銀行の如きも、パリの本店との間に何等の連絡も有しない。但し、佛印は周知の樣に、ドクー總督の統治下に新たな出發をするに至つて居るので、金融情勢も案外平靜な推移を辿つて居り、金融界も平靜な相貌を示して居る模樣である。

華僑業者の如きも、（彼等の大部分が庶民金融方面に勢力を有する關係上）土民を對象として居るので、此の方面では既に動搖期を過した樣である。たゞ貿易關係の銀行では打擊は著大であつたと報告されてゐる。（なほ、斯業以外の他の方面に於いても、貿易關係と、これに關聯する分野では動搖を餘儀なくされたが、他は平穩裡に略々從前の活動をつゞけて居ると云は

れる。）

第六節　華僑勞働者

佛印に於ける華僑の勞働者數は比較的に少い。これは彼等が早く獨立の商人たらんことを希望して居ることから來て居るものと見られるのである。卽ち彼等は、多少の貯蓄が出來れば直ちに商人に轉向して行くからである。然し、華僑の勞働者で今尙、この夢を抱いて土木事業や鑛山等に働いて居るものが相當多數居る。

土木事業、鑛山勞働等に對してラオス人、カムボヂヤ人、東京人等は大體不向きであると云はれる。彼等が米田への執着が强いことと、激しい勞働を嫌ふこと等から來て居ると云はれる。そこで、此等の方面では華僑の勞働者が、大いに重要性を持つてくるのである。特に、山地の鐵道、道路の建設工業等には華僑の苦力は、前にも述べた樣に、不可缺の要素となつて居り、昆明、海防間の滇越鐵道の敷設工事の如きは一萬八千人の華僑苦力が使用された。なほ一九二七年の調査に依ると、滇越鐵道の從業者は左の如くなつて居る。（單位人）

歐洲人	一九二
アジア外國人	四、二二八
（內華僑）	一、二二〇
計	四、四二〇

なほ機械工、釀造工、大工等方面に於いても華僑は重要視されて來た。勞賃は原住民に比し可成り高率であるが、他の一切の點で優秀であつたからである。

彼等は、頭制度のもとに相當大規模な組織を持つて居り、大量の勞働力の需要に卽應し得る狀態にある。佛印の新たな發足に當つては、輕工業はもとより、土木方面にも多數の勞働者を必要とするに至るであらうが、華僑苦力の存在はこゝで極めて重要視されねばならぬのである。

第七節　華僑と農業

佛印に於ける農業勞働者として、華僑を利用せんとした佛蘭西の計畫が失敗したことは旣に述べた。同じく、東南アジアを目指す支那人移民であり乍ら、馬來では彼等は農業に甘んじて居たに反し、この地では次の諸原因から華僑農業勞働者が極めて少數である。卽ち、佛印は現在

未だ米作國であるに過ぎぬのであつて、エステートを支配的なものとする段階には到つて居ないこと、交趾支那では紅土帶の新拂下が外國人には認められて居ないこと、交趾支那の農園所有者は華僑の勞賃が原住民のそれより高率であり過ぎるとして居るが、事實、赤道附近に於ける原住民と華僑との勞働競爭では、例外なく前者に軍扇が上つて居ること、佛印に於ける華僑の生活條件は、現在では餘り快的ではない。卽ち入國の取締が嚴重であるに加へ、人頭稅の額も高率であること、等々が數へられるのである。從つて農業方面に於ける彼等の人口も少く、またその勢力も大きくはないが、胡椒、蔬菜等の栽培方面では、彼等は相當の活動を示した。

一、胡　椒

佛印に於いて重要な農產物の一つに胡椒がある。殆どすべて佛蘭西本國に仕向けられたものであるが、米と異り、極めて投機的な物產である關係から、華僑の進出をみたものであつた。一九二七——三四年に至る輸出平均は年四、〇〇〇噸、四千萬法に上つた。而して一九二八年四月公布にかゝる植民地關稅法によつて佛印の胡椒は無制限に佛蘭西本國に流入することが出來る樣になつて以來、斯業はにはかに隆盛となつたのである。然し最近では、この輸出が、戰爭のため杜絕狀態に至つたし、他の地域に、これが市場を發見することも不可能であつたので

衰退してしまつた。胡椒は東亞では一大過剩物資の一として現に問題となつて居る。

主な產地としては、カムボヂヤのカムボ、クケオ州等數縣、交趾支那のハチエン、富國島等である。ハチエンの胡椒栽培事業は、海南島出身華僑の獨占するところであつたが、その後この地方のものは漸次衰退して、近年では中心地はカムボヂヤに移つて居た。安南のカントリ、カンナンの二州にも若干の胡椒園がある。何れも海南島出身華僑の獨占に歸して居た。

大東亞共榮圈の需要はスマトラ品その他によつて充分に賄れるので、生產費の高い佛印の胡椒は、將來の希望を失つてしまつて居る。（——栽培法の集約化に失敗したこと、病蟲害による損害等から、既に地盤は失はれて居たし、また大東亞戰爭勃發後は本國との輸送路を失つて決定的潰滅狀態に陷つて居たのである。）

二、蔬菜、ゴム、桑

蔬菜はプノンペン、サイゴン、堤岸等の大都市に近接する地方に於けるものを殆ど華僑が獨占して居た。彼等は數千年の歷史を持つ獨得の農法に依つて多大の收益を擧げつゝあつた。なほ此の方面を獨占して居たのは廣東人華僑である。

ゴムはサイゴン附近に、約七十の小規模な農園を持つて居るが、然し全生產額から見ると、

それ等は全く問題にはならず、歐人エステートに牛耳られて居た。從つて最近、佛印のゴム栽培事業が過剰生産を理由として、整理されざるを得なくなつて居る秋、彼等への打撃は輕微に止るであらう。

桑は泰灣の沿岸で若干栽培されて居り、華僑桑園も其のうちに多くを數へ得たのであるがその最近に於ける栽培狀況は未だ詳細を缺いて居る。かつては廣東デルタ地帶の養蠶業の狀態と佛印養蠶業の上昇傾向から多少興味を以て見られたこともあつたが、問題となる程のものではなかつたのである。

第八節　華僑と水運業

カムボヂヤ、交趾支那に於ける水運業に占める華僑の勢力は依然壓倒的である。特に後者では獨占的な地位に在るのである。華僑の戎克、舢舨が籾の輸送に當ることについてはすでに述べたところであつて、これ等船舟の勞働者は所謂水上生活者として知られて居るところのものである。一九二一年の調査によると交趾支那の華僑一五六、三〇〇人の中、五、五〇〇人が水上生活者であつたが、又一方、カムボヂヤのそれは九一、〇〇〇人中の二、六九〇人が水上生活者であつた。以て如何に此の地方の華僑に水運關係者が多いかと云ふことを知るに足るであらう。

大東亞共榮圈に最も不足するものの一つに、今日船舶が數へられて居ることは周知の事實である。それが外洋を航行する汽船を指すものであることはもとよりのことであるが、然し、沿岸航行專用の船舟を確保することも、是非ともまた必要なこと丶されて居る。可能な限りのものを外用航行用に當てんとする努力が表現されて居るわけである。この意味に於いて、華僑の水運業は他の地域における場合とともに相等重視されてよいと思はれるのである。

第九節　最近に於ける華僑勢力の檢討

問題に向ふ前に、先づ華僑が如何にして勢力を獲得するに至つたかを見て置くことは是非とも必要なことである。ところでこれを一言にして言ふならば左の如くである。卽ち、

1、努力の集中化

2、移民の恒常性

華僑の努力は、商業に集中されて居ると見ねばならぬ。土産物の取扱に主力を注いだこと、信用を可能な限り利用したこと、土民の性行を極度の巧みさで利用したこと、不斷に附帶的な

利益の獲得を忘れなかつたこと、等々が實行されたことは既に充分見て來たところによつて明かである。一方に於いて華僑は、大集團の移民として現地に居を定め、そこに根を下した。然しその後においては本國よりの補充がないと、現地の地理や社會に同化されて久しからずして頽廢する傾向があるが、佛印華僑は恒常不斷の流入によつて、つねに清新の活力を與へられて居ることを特徴として居る。

然し、華僑の勢力も遂に無限に擴大することは出來なかつた。のみならず、近年に於いては漸次低下の徴候を露呈するにさへ至つて居たのである。これは一體如何なる原因によるのであるか。——一口に云へば、佛蘭西の方針が彼等を抑壓するに至つたことと、金融資本家が彼等を警戒するに至つたことと、原住民が覺醒しはじめたこととに因る。

輸出貿易に於いて、華僑が勢力を有するのは主に昭南島以東の市場に於いてであつた。然しこの市場では、大量の取引は營まれないから、結局、再輸出港たる香港を主たる市場としなければならなかつた。

一方に於いて佛印政府當局は、華僑が農民を搾取するのを防止すべく手段を講じたほか、金融の面では各種の農業信用制度が實施された。原住民のための農業信用組合、農業銀行、公設

質屋等が設定されて居る。

斯くる情勢下に佛印の經濟情勢は變化した。米、胡椒、漁業、蔬菜等々古來の方法を更めることをしなかつた此等事業のほかに、新興事業としてゴム、棉、コーヒー、茶等が擡頭するに至つたことは既に周知の事實であるが、この新興栽培業の面で、華僑は歐人の資本と技術に挑戰して敗北した。加ふるに安南人と云ふ豫備軍も控へて居たのであつた。

然らば、大東亞戰爭勃發後の狀態はいかがであるかと云ふに、これは極めて重要なことであるが、未だに詳細な報告がもたらされるには至つて居ないのである。然し華僑は、一層その經濟勢力の衰退に拍車をかけられたことは間違ひない。香港、昭南島と云つた大市場を失つたこと、胡椒その他の市場を失つたこと、及び不安による引上げ等々から、當然吾々はこのことを考へ得るのである。

第十節　華僑の不動產所有狀態

最近に於ける建築物なき不動產の所有者別數字をみるに左の如くである。（一九三七年末現在）

安南

		課稅面積（千ヘクタール）			課稅額（千ピアストル）		
		米田	その他	計	米田	その他	計
歐人		七	五九		一八	二三	四一
華僑		一	二		五	一	六
原住民		六四四	三三五	二、〇四二	四五七	二、四九九	
計		六五二	三九六	二、〇六五	四八一	二、五四六	
交趾支那							
歐人		三二八	二二〇		一八三	二五九	四四三
華僑		四六	三		五二	六	五八
他のアジヤ外國人		二六	一		二四	一	二五
原住民		二、二二五	一七三	二、一六二	三九三	二、五五五	
計		二、六二五	三九七	二、四二一	六五九	三、〇八〇	
東京							
歐人		二三	一四一		五四	四六	一〇〇
華僑		三	三		一	一	二

原住民	一、〇七六	四七一	四、四三五
計	一、一〇二	六一五	四、四九〇

六〇二	五、〇二七	
六四九	五、一三九	

第十一節　華僑の對本國への經濟的寄與

一、華僑の對本國投資

此の方面の資料がないので適確な判斷を下すことは、殆ど不可能事である。然し、種々の報告を基礎にした調査（滿鐵調査）に依れば、これについては大體左の如き判斷が下し得るのである。

華僑の對本國投資に依つて成る事業中の主なものとしては、上海を中心とする各種の事業があるが、一九二七年の調査では工場、公司、商號、銀行等約二百五十が數へられ、その總額は三億兩中の三千萬兩卽ち一〇%內外と推定されて居る。主な商社としては、南洋兄弟煙草公司、先施公司、永安紡績公司、新々公司、永安公司等が擧げられる。一方、華僑の鄕里たる福建、廣東等に於ける投資を見るに、その最も代表的なものとして鐵道事業に對する投資が擧げられる。然し、それ等のうち、どの程度を佛印華僑が寄與して居るのか、それは全然判斷の餘地がない。

二、華僑と支那の輸入貿易

支那と佛印との貿易は、その殆どが華僑の獨占であつたが、また香港との貿易關係も、華僑の勢力圏内に置かれて居た。その數量左の如くである。次に佛印の對支貿易額を示す。（單位千フラン、△印は入超

	輸出	輸入	差引
一九二七年	四六八、〇〇〇	二二九、〇〇〇	二三九、〇〇〇
一九二八年	一四七、〇〇〇	二三二、〇〇〇	△八五、〇〇〇
一九二九年	八七、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	△八三、〇〇〇
一九三〇年	二九八、〇〇〇	三七、〇〇〇	二六一、〇〇〇
一九三一年	八九、〇〇〇	二九、〇〇〇	六〇、〇〇〇
一九三二年	八三、〇〇〇	二二、〇〇〇	六一、〇〇〇
一九三三年	四四、〇〇〇	三五、〇〇〇	九、〇〇〇
一九三四年	五八、二五九	三八、四八四	一九、七七五
一九三五年	一九七、三一八	七〇、七一三	一二六、六〇五
一九三六年	五一、〇八七	九〇、三三五	△三九、二四八

三、華僑の送金

佛印華僑の本國送金については、具體的にこれを推知する資料に乏しいのである。そこで華

僑全體の送金（但し携帯金を含む、以下同じ）の一人當り平均と、佛印華僑人口及び同歸國者數とを照合して計算する方法が行はれて居る。斯くすれば近似値が得られると思ふので、この方法によつて推定を試みることゝした。

華僑送金額

一九三三年	二億元
一九三四年	二億五千萬元
一九三五年	二億六千萬元
一九三六年	三億二千二百萬元

華僑一人當りの送金額年平均は二〇——三〇元と推定される。地域別に見ると潮州出身者の送金額が最も多く、福建出身者のそれは最も少いと云はれる。而して佛印華僑數を三三〇、〇〇〇人として、その對本國送金額は年平均七百萬——一千萬元と見られて居る。支那側の發表によると、安南よりの送金額は一九三六年に三百萬元となつて居る。即ち左の如くである。

一九三〇年	一千萬元
一九三一年	一千萬元
一九三二年	六百萬元

一九三三年　六百萬元
一九三四年　四百萬元
一九三五年　三百萬元
一九三六年　三百萬元

卽ち逐年減少して居ることは注目されるところであるが、これは佛印華僑の經濟勢力の衰退に比例するものであると云へないであらうか。

なほ華僑の携帶歸國する金額は、一人平均大約三〇元と推定された。每年佛印から出國する華僑の數を三——四萬人と見るとすると、その帶同金額は大約百萬元程度に上るものと推定することが出來るのである。

第四章　東印度（舊蘭印）

第一節　概　說

蘭印に於ける華僑の經濟勢力は、他の南洋諸地域のものに比して遜色を持つて居る。產業資

本への參加の割合は極度に貧弱であつて農業、工業に於いて僅かに弱々しい萠芽を見せて居たに過ぎず、たゞ彼等の經濟勢力は仲介商業の部門にあつた。他の南洋の殆どすべての地域に見られた樣に、一部の大商社を除くと、彼等は歐人外國貿易業者と原住民との中間にあつて、輸入品たる原住民の生活必需品と、輸出品たる原住民農業の生產物との仲介業を獨占して居たのであつて、この方面の勢力は極めて大きかつた。また一方では、華僑の高利貸的勢力は原住民間に根强く張られて居り、貸付を通じて多くは生產物提供の關係を原住民との間に結んで居たのである。かくて華僑の商業資本の運轉額は莫大なものに上つた。然し、彼等自らの出資額は意想外に少いのであつて、多くは外國人商人より長期に亙る商品の融通を受けて居たか、或は交遊關係、親族關係のほか、外國銀行等よりも融通を受けて居たのである。

華僑の經濟勢力は、東印度に於いて最近、絕對的にも相對的にも衰退の傾向を露呈する樣になつた。舊體依然たる彼等の經濟は、近代的資本と技術の壓力に依つて刻々に打擊の度を增しつゝあつたのであるが、加ふるに原住民の覺醒、蘭印政府の原住民保護、他國商人の進出等々によつて不斷にその勢力は侵蝕されたわけである。一方、蘭印華僑の近代的大規模な經營への進出が微弱である理由は(一)資本の不足、(二)强固な家族制を基礎とする華僑社會の保守的な

構造、(三)近代企業に對する知識と經驗の缺乏、(四)經濟的道德觀念の缺乏、(五)政治的勢力の缺如、(六)仲介機關たる地位の安泰に安んずる傾向——等々が擧げられて居るやうである。

次に華僑の破產が多い理由を見て置く必要がある。卽ちそれは、(一)流動資金の缺乏、(二)投機的要素、(三)會社幹部の無能、(四)詐欺的要素等々であつた。而して最も問題となるのは詐欺破產であるが、新客(潮州人の)が最も多く此の手段を弄したと云はれてゐる。それでは如何なる事情を背景として、此のことが行はれたかと云ふに、(一)蘭印の法規が不備であつたこと、(二)蘭印官憲がルーズであつたこと、(三)仲介商業に於いて、華僑が獨占的地位を持つて居たこと、(四)華僑の財產狀況が、彼等以外には全く不明であつたこと、(五)華僑相互の間に緊密な連繫を有したこと、等である。

次に投資を見る。(コックビューニング推定による)

產業部門別投資額

	投資額
大規模農業	一、八二〇、〇〇〇千盾
貿易、銀行、商業、工業	一、三八〇、〇〇〇
計	三、〇〇〇、〇〇〇

國別投資額

和蘭	二、三五〇百萬盾	七三・四三七%
支那	三四〇	一〇・六二五
英國	三〇〇	九・三七八
白耳義	四〇	一・二五〇
日本	三六	一・一二五
米國	三五	一・〇九四
佛蘭西	三〇	〇・七八一
獨逸	二五	〇・六二五
端西、伊太利	二〇	〇・七五〇
アラビア、アルメニア	二四	
計	三、二〇〇	一〇〇・〇〇〇

一九三六年度に財產稅を賦課された華僑は約二千六百人で、共の評價額は合計二億盾に上つた。全體のそれは三〇%に當るのであつて、蘭印華僑に巨富を積んだ者が少くないことを物語る資料となつて居る。(百萬盾以上の財產を持つ華僑は爪哇に三名、外領に一名であつた。)

次に所得稅の方面から見ると、一九三六年度に所得稅を賦課されたところ年所得九〇〇盾以上の華僑は三萬七千人に上り、その評價額合計は八千萬盾に上つた。華僑の總人口百三十萬人

のうちの約三萬七千人が、九千盾以上の所得があつたわけである。ところで華僑の賦課件數は全體の三〇%、而して評價額は全體の二〇%に當つた。

更に不動產稅を見るに、一九二七年度において、賦課對象となつた華僑數は五萬で、その賦課額合計は二百萬盾であつた。全體のうちで華僑の占める割合は、件數に於いて五〇%、賦課額に於いて二五%を示した。なほ一九三六年の不動產稅賦課額は六、八八七千盾で一九二七年のそれと大差はない。ところで此の華僑の不動產稅額より、彼等の不動產評價額を推定すると大略ではあるが、稅率を七厘五毛と見て二億七千八百萬盾に上る。

なほ華僑の勞働者も多數に上つて居るのであるが、これに付いては後に詳述することゝする。

一九二九年以降に於ける經濟恐慌は、該地域經濟の全部門を襲つた。當時の蘭印政府が、米の輸入制限、販賣統制、ゴムの生產制限等の如き諸措置から招來された損害を分擔したことは云ふまでもないが一方、原住民生產物相場の急落は、買上契約附信用の形式に於ける巨額の前貸金の回收を困難にし、華僑の買占業者に全面的な大打擊を與へたのであつた。更にまた、華僑のエステート經營者と華僑の小農民も、ともに慘たる損害を蒙つて居る。その他、不動產價

格の急落、原住民の自然經濟への逆行傾向、失業の襲來等々が彼等を見舞つたのである。（その後の情勢については後に檢討するであらう。）

第二節　華僑と商業

一、爪哇を中心に

輸出物產の買集仲介機關として、また輸入品の分配仲介機關として、華僑の地位は獨占的であつた。尤も後者の地位は大東亞戰爭勃發以後に、すでに脅かされて居たが、然し前者の地位は確實に維持されて居たのである。然し大東亞戰爭の勃發、蘭印の降伏等一聯の大事件に依り、この方面に於ける華僑の活動は殆ど停止狀態に置かれてしまつたことは云ふまでもない。然しこの點に關しては暫く置くとして、從來の情況はどうであつたか、これを先づ見ることとする。

原料植民地のつねとして、蘭印は原料を輸出し、工業製品の大部分を輸入して居た。國內市場の發達がおくれて居た結果、國民經濟の組織內に於ける輸入貿易は、自らの發達した消費財や生產財工業が國內の需要を充足し得る高度資本主義國の場合に於けるよりも、より本質的に重要な地位を占めることは云ふまでもないであらう。

云ふまでもなく此の地域に於ける輸入貿易機構を觀察するには、これを二大別して見るのが便利である樣に考へる。卽ち、その一つは、商品を輸入するところの輸入業者であり、他はそれに依つて輸入されたところの商品を分配する仲介商人である。而して前者は主に歐人と日本人（後者は勿論後には退却を餘儀なくされたが）であつたに對し、後者は華僑が獨占的地位にあつた。此の後者の面に於いては、最終消費者たる原住民と貿易商社との間の紐帶として華僑は不拔の地位を持つて居たのである。

然し大東亞戰爭直前、既に此の不拔の地位は多大の脅威に暴されて居た。主として、歐人、原住民の斯業への進出が決定的な原因をなして居た。大東亞戰爭勃發後の情勢については、これはもう云ふまでもないことであるが、輸入が杜絶狀態に入つたゝめ、全く成立不可能となつてしまつたのである。然し、それはともかくとして、それ以前に早くも彼等は長年に互つて行はれた日本商品へのボイコット、詐欺破産等にも禍されて、自らの地位を弱めるところの前述の諸原因に拍車を加へて居た。

歐洲市場に輸出される重要物産は、大抵はエステートが自ら外國市場に賣捌いたのであつたが、原住民の生産物を集荷して、これを輸出商人に引渡す役目は、依然として華僑の仲介業者

に依つて主として行はれて居たことはさきに述べた。輸出農產物の三分の一が原住民から出て居たことを考へ合せると、如何に彼等華僑の勢力が大きかつたかが分明するであらう。殊にカポツク、胡椒、ココナッツ、煙草に至つては、その大半が原住民の栽培にかゝつて居たのである。

それでは何故、華僑の此の方面の業者が獨占的な地位を持つて居たかと云ふに、——撰別、包裝を華僑が行つて居たこと、輸出業者からの資金の調達を華僑仲介業者がヨリ容易に行ひ得たこと、原住民農產物の買占めが廣範圍に互つて小量づつ行はれるため、大量輸出には不向きであつたこと、等々であつた。然しなほ次の諸點も沒却するわけにはゆかない。卽ち、地方の物產問屋が殆ど華僑の手中にあつたこと、原住民への前貸によつて華僑の仲介業者は、其の產物を早く、より自己に好い條件で買占契約を行ひ得たこと等である。

一方、米の輸入に於いても、華僑は大なる力と高い地位とを持つて居たのである。米は泰、佛印から輸入されるが、此の國では米の仲買人及び輸出入業者が殆どすべて華僑であつたことに主因を持つ。然し一九三三年には爪哇の米作農民の保護と、食糧の自給を目的とした外米輸入制限が行はれたので、米の輸入は頗る不利な狀態に立至つたのであつた。併し乍ら、華僑全體

として見るとき、爪哇の米の取扱者として、また精米所の所有者として、更に米田の所有者としての華僑が、この輸入制限によつて得た利益は、輸入に於ける損失を償つてもなほ餘裕が見出せたのである。米の大々需要者たちは、自己の使用する勞働者の需要を充足すべく、一部は請負人から購入し、他は會社自身で買占めたのであるが、此の請負人の大部分は華僑であつた。

特に爪哇華僑の、投機的な先物取引は盛大を極めた。殊に砂糖、胡椒、コーヒー、米に於いてそれが甚だしかつた。此等の價格變動の激しい國際商品の先物取引をやつた彼等は、その價格の激動に伴ひ、或は一朝にして巨富を積み、或は一夕にして產を失つたのである。

然し、一九三〇年の恐慌以後に於いては、砂糖の販賣は蘭印砂糖販賣組合(Vitas)によつて統制せられたので、投機に砂糖を利用することは不可能となつたが、またカツサバ、カポック、落花生、米、胡椒（外領では特にゴム、コプラ）も同政府の統制下に入れられたのである。

シンガポールとの貿易は、此の地の華僑にとつては特殊の重要性をもつた。その理由は、(一)シンガポールの地位が東南アジアに於ける貿易の中心地であつたこと、(二)シンガポール在住の華僑貿易商から蘭印の商業も工業も融資されて居たこと、(三)シンガポールの地位が東南アジアに於ける貿易の中心地であつたこと、等によるのである。

然るに、船舶業に於ける華僑の地位は低いものであつた。然し一方バタビヤの運送業では可

成り好成績を擧げて居た様である。華僑の運送業者は二十軒を數へたが、それらの殆どすべてが廣東人であつた。最後に倉庫業を擧げねばならぬが、華僑のものは殆どなく、多くは各商店自らが一戸或は數個を別に他から借用して居たのである。

二、ボルネオ島

(一) 西部

華僑は同地方に於いて、商業貿易の面で全く壓倒的な勢力を持つて居た。原住民及び華僑農民の生產物を獨占的に輸出して居たのである。歐人資本が此の地方に入つて居なかつたため、彼等は巨利を壟斷することが出來たのであつた。此の地方の貿易はシンガポールを中心にして行はれた。一般に華僑の輸入業者及び卸賣業者は、同時に輸出業者であり、更にまた華僑は、自らの商品の運搬者をも兼ねて居たのである。

此の地方に於いては、輸出向の農業が發達したが、これはゴム、ダマル等叢地物產と、コプラ等植物性油に對する需要が激增したこと、及び一九一九——二九年の十ケ年間に於ける世界ゴム市場の活況等を原因として居る。華僑が此の地方の經濟發達に對して與へた功績は大きい。

ボルネオ島西部州の貿易額

一八四三年	一〇〇萬盾
一八九〇年	四〇〇
一九〇〇年	九〇〇
一九一〇年	一、四〇〇萬盾
一九二八年	六、〇〇〇
一九三四年	一、四〇〇

以上の貿易には、華僑の仲介業者と卸賣業者が決定的に參加して居る。

一九二九年の經濟不況は、貿易の面にもまた深刻な打撃を與へた。然し二、三の例外を除けば、以上の數字にも拘らず、輸出數量は著しく增大して行つて居るのである。一九三三年には七五、〇〇〇噸のコプラと二七、〇〇〇噸の原住民ゴムの輸出があつたが、同年の輸出總量は一二六、〇〇〇噸であつて、殘りの二四、〇〇〇噸が藪地物產であつた。

この地には、歐人の資本が殆ど入つて居ない。然るに輸出が旺盛であることは、卽ち華僑と原住民の景氣の良さを示したものであつた。

(二) 南東部

ウル・スンガイでは原住民が比較的に商才に長じて居るので、華僑は小賣業に於いて確乎たる地位を築き得て居ない。ただ小賣業に於いて、部分的に成功をおさめて居たに過ぎなかつ

たのである。しかし、その他の地方では優越な地位を保つて居た。バンジャルマシン、タラカン、サマリンダ等の各都市に彼等は集團的に居住して居る。

バリト、マハカム兩河沿岸に於ける林產物やゴムの買占業に多くの華僑が參加して居り、多大の勢力があつた。また沿岸地域の華僑商人の多くは、自船を以て之が輸送に當つてゐた。尙、華僑の輸出、卸賣業は爪哇よりも、むしろシンガポールに重點が置かれて居たのである。

三、スマトラ島

華僑は主として各種の小賣商業に從事して居る。然しこゝでは爪哇に於ける樣な獨占的な要素は少かつた。華僑商人の多くは事實上シンガポールの金融資本の手代に過ぎなかつたのであつて、これがためシンガポール金融資本市場の打擊は、直ちに彼等に動搖を與へたのである。從つて一九二九年以降の恐慌はシンガポールを通してスマトラに渡つて來た。華僑の發展はつねに歐人の大規模農業、鑛業並びに原住民のコーヒー、ゴム、古々椰子等栽培業の大擴張下に成長したものなのであつて、從つて此等の不況の餘波を蒙つたわけである。商業はほとんど損失を生じ、華僑の生活は解體に瀕した程である。

然し、やがて此の暴風は跡をたつたかに見えた。而して華僑は再び凡ゆる商業部門に於いて

活動を開始したのであつた。——

四、大東地方

セレベス島、モルツケン群島、舊蘭領ニューギニヤの總稱である。こゝでは華僑は相對的には極めて重要な地位を占めた。但し、絕對的には、華僑の取扱額は極めて少いのである。これは此の地方が未開拓な地方に屬するからであつて、こゝでは原住民を外部と接觸せしめるところの開拓者は華僑であると云ふことが出來た。マカツサル、メナドの兩都市に於いては、仲介業及び卸賣業等方面に從事して居る華僑も少くない。而してこの地方の商人は多くはくシンガポールとの間に金融關係を持つて居たのである。

ロンボク、バリ島、南セレベス等々でも、多數の華僑がそれ〳〵商業上に活躍して居た。

第三節　華僑と金融

一、概說

金融業に於ける華僑の地位は、最近では著しく低下して居た。華僑高利貸の慘害から原住民を保護する目的で、各地に庶民金融機關が增强されたが、これが華僑の庶民金融方面に於ける

地位を著しく弱めたのである。併し乍ら依然として、彼等の金融的活動は一般原住民會社に浸潤して居り、特に原住民農民や手工業者との間には前貸によるところの生產物給付の關係が頗る緊密に存在して居たのである。

原住民相手の小口金融業者は多く爪哇において見られ、その殆どが福州人であつたが、この金融業は官營のそれに比し遙かに融通性に富んで居た。

ところが一方に於いて華僑の銀行は、錢莊を少しく大きくした程度のものであるに過ぎなかつたのであつて、幼稚なものがほとんどすべてであつた。資本も少く、利用者も少く、銀行家も業務に關する知識を多く缺除して居たのであつた。第一華僑自らが多くは外國人の銀行を利用して居たのである。（その他信局等がある。）

二、銀　行

舊蘭印に於ける華僑系の銀行が、如何に貧弱なものであつたかについては前項で述べた。それでは如何なる理由で、かくの如く發展しえなかつたかと云ふに、銀行側より見れば、卽ち、(1)信用が低く、(2)銀行家が無經驗で、(3)行員が怠慢であつた。然し一方、利用者側より見ると、(1)取引上の事務が煩雜で、(2)銀行に對する知識が缺乏して居た。

主なる銀行をとしては左の如きものが擧げられた。

○華僑銀行　最も大なる銀行で、本社はシンガポールに在る。その資本金は四千萬弗、支店はバタビア、スラバヤ、パレムバン、ジヤムビの四市に在り、またその代理店は十三を數へた。貸付、爲替、送金等の業務を營む。同行は福建人が中心となつて設立したもので、自然首腦者には福建人が多い。

○黃仲涵銀行　一九〇六年に設立せられた。黃仲涵一族の銀行であつて貸借對照表も決算報告も公告しないので營業成績は全く不明である。同行の本店はスマランに在り、スラバヤには支店がある。商業手形の割引、正金、手形及び爲替手形の賣買、動産、不動産の擔保貸付、金錢保管、預金、栽培事業と之に伴ふ工場への貸付等である。

○バタビヤ銀行　一九一八年にバタビヤに設立されたもので、擔保貸付、輸出入貿易を行ふ華僑商人の手形の引受、割引等の業務を行つて居る。栽培等への貸付は行つて居ない。公稱資本金は設立後一九二五年までは一、〇〇〇萬ギルダーであつたが一九二六年に五〇〇萬ギルダーに減資された。

○華通銀行　一九二〇年に設立され、本店をポンテアナに置き、代理店をバタビア、シンガポ

ール、香港において居た。商人への金融が主要業務である。同行の利益はシンガポールに於ける輸出貿易關係から來て居たので、大東亞戰爭勃發後には全く此の利益の源泉を失つたかたちである。

○中華商業有限公司　スマトラには一九一七年頃約三十萬の華僑が居住して居り、彼等は商工業方面に發展して居たので、この方面の發展を促進する目的を以て一部華僑の有力者間に金融機關の設立が謀られた。メダンの丘清德は二十七人の同志を得て民國二年四月、メダンに一〇〇萬ギルダーの中華商業有限公司を設立したのである。主に同行は貿易金融を行ひ農業金融には積極的ではない。

○他に中國銀行、渣華銀行、中華銀行等がある。

要するに華僑の銀行は、今後に於ける該地域の再建設に當つて、相當の批判を受けることとならうと思ふ。大東亞共榮圈內の貿易が强力なる統制下に置かれるであらう以上、華僑の爲替操作は單なる事務以外を出でなくなるであらうし、また東印度の開發にしても彼等の資金がどの程度まで動員出來るか不明である以上、差當つては日本よりの投資にまつ以外にはないから、結局領內商業部面への融資以外に華僑銀行の活動領域はなくなるものと云はねばならない。現

在、既に此の事態は起つて居るのである。

第四節　華僑と農業

一、概說

東印度の農業が、エステート農業と原住民農業とに二大別されることは周知の事實であるが、華僑のエステート農業經營への參加の割合は極めて貧弱であつて、この方面は歐人の獨占するところであつた。一九一八年には當地域の全農業投資額中で、華僑の占める割合は約一一%と推定されたが、一九三七年度の統計に依るとエステート農業用の永代借地及び農業借地合計の三%が華僑のものであつた。（原住民よりの借地、私領地、官營農園を考慮に入れると、此の割合は益々低くなるであらう。而して其の經營單位當り平均面積は極めて少いのである。）なほ借地に關しては拙著「南方經濟の進路」に詳しく取扱はれて居るから參照され度い。）

然し農業勞働者は相當多く、特にスマトラ東海岸州デリーの煙草エステートには多數の華僑苦力が動員されて居た。

而して原住民農業に對する華僑高利貸の役割も大きい。然し爪哇に於いては、一切の輸出向

農作物は華僑商人が買上げて居たが、彼等は更に諸種の形式の貸付に依つて、多數の原住民を搾取し、たゞさへ彼等が土地より脫落しつゝあつた傾向に對して更に拍車をかけたのである。

小規模の農業を自營する華僑も居る。土侯領では農業を營まんとする彼等には法律上便宜が與へられて居るところもあつたが、爪哇では著しい制限を受けて居たのである。最近の資料に依ると爪哇に於ける華僑所有の甘蔗栽培は、十年間に全體の十二%より六%へと衰退したと報告されて居る。

ヘルフェリッヒの推定に依る一九一八年末現在に於ける蘭印大規模農業投資額左の如し。

作物別投資額

砂　糖	八五〇、〇〇〇千盾	四七%
煙草、ゴム、茶、規那	一二五、〇〇〇	七
コーヒー	八四八、〇〇〇	四六
計	一、八二三、〇〇〇	一〇〇

國籍別投資額

和　蘭	一、二一九、二六〇千盾	六七・〇〇%
英　國	二四六、七〇〇	一三・〇五

支那（華僑）	二〇六、五八五	一一・三七			
白耳義	三五、七〇〇	一・九六			
日本	二八、九五〇	一・五〇			
佛蘭西	一七、八五〇	一・五〇			
米國	二七、五〇〇	一・五〇			
獨逸	八、一〇〇	〇・四四			
瑞西	六、〇五〇	〇・三三			
アラビア、アルメニヤ等	四、一〇〇	〇・二三			
スエウーデン、ノールウエー	三、六五〇	〇・二〇			
其の他	八、六〇五	〇・四七			
計	一、八二三、〇五〇	一〇〇・〇〇			

尙、コツクビユーニングの推定に依る一九一八年末現在の在蘭印大栽培業に於ける各國籍別投資割合左の如くである。（單位％）

	砂糖	ゴム	煙草	茶	コーヒー
和蘭	八一・八	三五・四	八九・〇	六〇・〇	七六・六
華僑	一六・六	一・六	一・五	六・〇	三・三
英國	—	四〇・四	五・〇	三〇・〇	一三・三
白耳義	—	五・八	—	一・五	二・五

佛蘭西	—	五・二	—	—	三・二
日本	—	三・六	—	—	—
米國	—	五・七	—	—	—
獨逸	—	—	—	三・〇	—

一八七〇年には、蘭印政府は國有地宣言を行ひ、土民にはその占有地の賣却を禁止することとし、その賃貸を同政府の嚴重な監督下に置いた。これがため華僑は永代借地、農業借地、土民よりの借地、私有地の、そのいづれかによらねばならなくなつたのである。これによつて彼等は農業への發展を著しく防害されたことは勿論であつた。

一九三六年度に於ける爪哇の土地利用狀況は左の如くである。（單位ヘクタール）

原住民農業及び養魚	七、八九二、六〇〇
エステート農業	九七四、二〇〇
官有林	三、〇三五、九〇〇
建、街區、市場、道路、湖沼、河川、墓地、其の他	一、三一四、七〇〇
計	一三、二一七、四〇〇

尙、東洋外國人の農業借地は左の如くである。（單位ヘクタール）

	企業者數	面積
一九三七年	八〇	一〇、二六四
一九三六年	九〇	一二、一三三
一九三五年	八九	一一、三九九
一九三四年	九二	一二、〇五七
一九三三年	九五	一三、五四四
一九三二年	九三	一〇、六三八
一九三一年	――	一〇、三八七
一九三〇年	――	九、八六五

一九三〇年現在に於ける爪哇の私有領地住民數は左の如くである。

原住民	一、一〇三、八〇八人
華僑	三五、七二二
歐人	一、五二二

華僑で市場向園藝に從事するものが相當多數に上ることは前述の如くであるが、歐人及び原住民と競爭的立場に在つたので、其の活躍は漸次困難な立場へと追ひ込まれつゝあつたのである。而して今後の見透しとしては、歐人に代つて日本人の進出が豫想され、また更に原住民保護の政策がとられるであらうから、一層彼等の活動範圍は狹められざるを得ないであらうと云

ふことが云ひ得るのである。

二、西部ボルネオ及びスマトラ

(一) 西部ボルネオ

此の地方には歐人の資本が殆ど入つて居なかつたので、華僑は小規模の農業及び藪地農業に於いて相當の勢力を持つて居た。しかし、こゝで注目すべき點は、農業從業者が全華僑中に占める割合は他の地方に比して大きいことである。此の地方には都市が少く、從つて華僑の集中化も見られないのであつて、殆ど彼等は散布狀態で入り込んで居る。しかし此の地方に於ける比較的大きな都市三を摘出し、華僑の人口を見るに左の如くである。(一九三六年末現在)

ポンテイアナ	一五、二〇〇人(總華僑人口の三三%)
シーカワン	四、二〇〇
パマカンント	二、三〇〇

なほ、華僑人口の分布狀態を次表に見るに、この地方の華僑の社會は、やはり農民社會であることが分るであらう。尤も、このことは爪哇以外についても云へることであるが、然し當地方において此の狀態が最も著しいのである。

	ボルネオ西部	爪哇	外領
大都市	一四・一%	三一・二%	一四・〇%
中小都市	七・一	二七・五	一七・〇
農村	七八・八	四一・三	六九・〇

また、完全な國勢調査の施行せられた地方の華僑人口は六六、七〇〇人で、その職業別構成は次表の通りであつた。（ボルネオ西部州のもの、一九三〇年現在）

	關印出生華僑	領外出生華僑	計
普通の土民農業	五、五二四人	二、四一八	七、九四二
園藝	一九九	八五七	一、〇五六
エステート	八	三一	三九
商業貿易	二、二〇六	六、三三六	八、五四二
計	七、九三七	九、六四二	一七、五七九

即ち、前述の様にエステート農業は最も少く、商業、貿易、普通の小農業が多いのである。

西部ボルネオに於ける農産物輸出高の増加狀況を見るに左の如くである。

ゴム輸出高

一九一九年	二、七〇〇噸
一九二九年	二〇、三一五
一九三四年	三四、六八五

コプラ輸出高

一九〇〇年	七、〇〇〇
一九二八年	七九、〇〇〇
一九三三年	七五、〇〇〇
一九三四年	七一、〇〇〇

胡椒輸出高

一九〇〇年	三四
一九一三年	一、二〇〇
一九二八年	二、六〇〇

而して右の殆どすべてが華僑に依つて輸出され、またその栽培も大部分は彼等に依つたものである。然し、このうちの幾何が彼等の栽培による増加なのであるか、これを知る資料はない。

（二）スマトラ

此の地域に於ける華僑の土地占有は、各地ともに小面積であつて大規模なものは殆ど見得られない。一九三六年に於ける全スマトラのエステートのための永代借地及び農業借地の合計は

二一、二〇二ヘクタールであつたが、その經營者總數は四四三人で、經營單位當りの平均面積は、大約四七ヘクタールとなつて居り、極めて少いのである。なほゴム及び古々椰子の栽培のため四、〇〇〇ロ以上の地が五十ケ年の期限で政府より與へられて居たが、更に小口の特許地は無數に、至るところに散在した。

全スマトラの華僑有職者中、農業を專業とするもの丶占める割合は、左表の如く、二六%であつた。（一九三〇年調査）

	歸印生れ華僑	領外生れ華僑	計
土民型農業	三、四一四人	一三、八九二人	一七、三五一人
園藝	九一〇	一一、七五二	一二、七〇五
エステート	六一一	三一、〇二六	三一、七一八
農業者合計	三、九三五	五六、六七〇	六一、七七四
有職業者總數	三〇、六〇八	九九、九六二	二三一、一五九

而して普通の土民型の農業及び園藝に從事するもの丶うち七、六四八人はバンカに居住して主に胡椒の栽培に從事して居たのである。その他はスマトラ全島に散在し、ゴム、古々椰子、ガンビル等の栽培に當つて居た。なほエステートに雇傭されてゐた華僑の數は主としてスマト

ラ東海岸の煙草農場の勞働者であつた。

次にスマトラの東海岸方面を見る。——こゝで華僑は二、三のエステートを所有して居るが特にゴム園への投資が多額に上つた模樣である。然し、やはり普通のものは小規模經營のサゴ林、ゴム園、養鷄場等であつた。殊にシアク方面では多數の小ゴム園が彼等の手に歸して居る。東洋外國人の永代借地面積を見るに一九三六年現在の總體は二四八園、一、四六五ヘクタールであるから、一園當りの平均面積は六ヘクタール弱であつた。次に農業借地は十五園、五、六〇二ヘクタール、而して一園當りの面積は平均三七五ヘクタール弱であつた。これ等が殆ど華僑のものであつたことは確實である。なほ他に一九一二年以來、同州の土侯領で、華僑のために五十ケ年期限の小地區特許權が認められて居た。

華僑によつて生產される野菜類、甘藷等は土地の需要を充足してなほ餘剩を來すのでアチニー、バンカ、シンガポール方面に輸出されて居た。

一九三〇年には八、六五一人の華僑の園藝從業者が數へられたが、次第にバタク族が此の方面に進出するに至つたので、その後は高地で經營される華僑の農業部門は漸次衰退を辿つて居た樣である。然し、メダン附近ではかつての契約苦力が極めて多數此の事業に從事した。——

ともあれ、高地方面では華僑の勢力は原住民に喰はれて衰退して居るもの〻、低地では依然として相等の地位を保持して居たのである。

なほベンカリス地方に於けるサゴ椰子の栽培も盛に行はれて居た。

次にメダンの煙草エステート苦力について見ることゝする。

多數、華僑苦力を吸收した事業の一つにデリー（メダン）に於ける煙草栽培事業がある。一八六四年、馬來人勞働者の使用に失敗してから、歐人は華僑に着目、これを多數に吸引したのである。次表は一九〇〇年以前の募集成績及び移民取扱所を通じての支那への華僑送金額を示したものである。（一八八八年——一九〇〇年）

	移民數		歸還者數	送金額
	海峽植民地より	支那より		
一八八八年	二、八二〇人	一、一五二人	四〇、一〇〇弗	
一八九〇年	二、四六二	六、六六六	一一五、四五三	
一八九五年	二、一四二	八、一六三	二一〇、六四九	
一九〇〇年	四	六、九二二	二一五、四一二	

（送金額は移民取扱所を經由したもの〻みであるから、これ以外のものを加算すると、相當

多額に上つたものと推定しなければならぬ。）

恐慌以後に於いては、之等苦力に對する需要は減退した。生産の停頓に依つて勞働力が過剰となつたゝめである。勿論、それ以後に於いても依然此の狀態は續いた。

バンカ島では、華僑農業會社が錫鑛業とは獨立して相當に發達した。胡椒、ガンビル、ゴム等の栽培に當り重要な地位にあつた。一九三三年に華僑の耕作して居た地片數は八、二三四ロで、その面積は二〇、〇〇〇ヘクタールに上るものと推定された。一方、一九三〇年の國勢調査によると七、六四八人が農業に從事して居た。一九三一年現在、華僑及び原住民所有の胡椒樹數は夫々六〇〇萬本及び一、四〇〇萬本であつた。然し、胡椒の生産高は華僑の方が遙かに多量であるのは、これは胡椒の栽培が、入念な施肥によるためであると見られるのである。同島は最近胡椒世界産額の八〇%を供給して居た。しかし現在に於いては、全く胡椒は東亞の消費に依存する以外に市場を持たない狀態に至つたため急激に沒落したことは勿論であつた。

その他、ニアス島、リオウ群島等に於いても、華僑は原始産業方面其の他で活躍してゐた。

第五節　華僑と漁業

一九三〇年の國勢調査に依れば、漁業従業者總數は大約二十七萬人となつて居るが、このうち華僑は一萬人足らずを占めたに過ぎない。次に一九三〇年の人種別構成を見る。（單位人）

	原住民	華僑	其の他アジア人	計
爪哇及びマヅラ	一三一、五二三人	二二八人	三二人	一三一、七八三人
外領	一二六、三二七	九、五八三	四九一	一三六、四〇一
計	二五七、八五〇	九、八一一	五二三	二六八、一八四

なほ、一九三〇年度に於ける各地域別華僑漁業従業者數左の如くである。（單位人）

内領		二二八人
外領	スマトラ東海岸	五、三六八
	バンカ島	一、三二五
	リオウ島	
	其の他地域	九三七
	計	九、五八三
計		九、八一一

右によつて明かな様に、この數に於いて劣勢である彼等は、従つて漁獲に於いても原住民よりは著しく劣勢である筈である。尤も此の點に關する何等の資料もないのでこれ以上を考へることは不可能であるが。、然し華僑の漁業者の半數以上はバカン・シ・アピアピに居住して居り、此の地方に於いては勢力を持つて居る。而して近年は同地の漁業が、主として泰よりの輸入魚との競爭の矢面に立たせられた關係から、大いに困難なる立場に置かれたのである。

前掲の表に依つて分る様に、スマトラ東海岸に於ける華僑の漁業は最も盛であるが、この海岸は事實上全部がバカン・シ・アピアピなのである。そこで先づバカン・シ・アピアピに於ける情況を見ることゝする。——一九〇七年一月——二五年十二月までに生魚及び海産物加工品の輸出額は年平均三四、〇〇〇噸、價格にして五五〇萬ギルダーであつた。一九二九年には五二、〇〇〇噸、七〇〇萬ギルダー、一九三三年には四〇〇、〇〇〇噸、三四〇萬ギルダーとなつて居る。

漁場は主として沿岸に在り、遠洋漁業に従事するものは極めて少數である。使用漁船數は一九三三年に一千三百隻に上つた。次に主なる海産物の輸出について示す。（一九一七年）

乾蝦	一、三六〇噸
蝦醬	三、五〇〇
蝦鑵詰	一九〇

華僑資本家はまた漁業者に融資を行つて來たが此の金貸は、多くはメダン在住華僑である。從つてバカン・シ・アピアピ　華僑漁業はメダン在住華僑資本家の支配下に置かれて來たわけである。尙、海産物はその大部分が爪哇に積出されて居り、戰爭以前の四、五年間には早くもシンガポールへの輸出は極めて減少して居たのである。

一九二九年以降の海産物價格の下落は、斯業を沈滯させ、多數の漁師失業者を出した。

蘭印政府が一九一六年に設立した地方のバカン信用銀行は、從來漁業の發達を助成する上に多大の貢獻をして居る。（同行の貸出狀態を見るに、水産金融が最も重要な役割を果して居ることが看取される。）次に同行の貸付勘定を示す。（單位盾）

貸付勘定科目	一九二三年	一九二四年
漁網、乾燥場の設備	一〇五、〇〇〇	一二〇、九六〇
魚類の販賣	一五、〇〇〇	一〇〇、三〇〇
輸入商品	六八、〇〇〇	一七一、〇〇〇
小賣商	四五、〇〇〇	四三、九〇〇
農業用資金	九、〇〇〇	三一、七三〇
造船	九、〇〇〇	二五、〇六〇
建築	一〇七、〇〇〇	一二五、九三五
計	六二、〇〇〇	五四、〇一五
（內、華僑への融資）	四二〇、〇〇〇	六七三、〇〇〇
	三九〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇

同行は、右表掲載以外に爪哇向移出魚類に船積證書を擔保として融資して居た。その金額は一九二〇——二五年に一ケ年平均八〇〇、〇〇〇盾に上つたが、その後は急激に減少して居る。普通貸付においても、一九二四年には右の表の樣に六七三千盾であつたものが一九三一年には一六四千盾に落ち、一九三三年にはまた五〇〇千盾にも達し得ない狀態にあつた。以て如何に恐慌が華僑の漁業に深刻な打擊を與へたかを知るに足るのである。

その後の狀況については、前にも述べた樣に、泰その他よりの輸入魚との競爭から、衰退の傾向が一層拍車されたことは確實であつた。然しそれに關する資料が全くないので、これ以上を語り得ないのである。

第六節　華僑と林業、鑛業

一、林業

東印度には尨大な森林があり、從つて林産資源は豊富であるが、さほど開拓されて居ない。華僑で斯業に從事するものもまた多くはない。たゞパンロン（スマトラ東岸附近）のみは例外である。パンロンとはスマトラ東岸及び附近島嶼並びはリオウ島における華僑經營の木材業——製材、伐木、薪刈り、炭燒き——の總稱である。ところが此のパンロン經營はすべてシンガポール在住の華僑によつて獨占されて居た。此處の生産物は從つて殆どすべてシンガポールに於いて取引されたのである。然し戰爭前の四、五年間は內的、外的の種々の原因から其の繁榮が目立つて阻害されて居たのである。

最近ではアチエー北岸、ジヤムビー海岸にもあるが、然しペンカリス及びリオウの附近に集中して居る。

パンロンを經營するためには、政府の許可を要した。その許可は一——五年であつて面積は五百ヘクタール以下に限られた。

該地域のパンロン産材はシンガポールに於ける有力な地位を次第に失ひつゝあつた。卽ち、一九二六年に該地域のパンロンはシンガポールで販賣される薪材の八〇%を供給したが、それが一九三四年となると僅かに二五%を賄つたに過ぎない。木材供給者としてのパンロンの地位

も後退し、一九二六年にシンガポールで販賣されたチーク材を除く全木材の九〇%を供給したものが、一九三四年にはこの數字は七五%にまで下落して居るのである。

パンロンに於ける代表者は廣東人、客家及び福建人であつた。（單位海峽弗）

名目賃銀は左の如くであつた。

監督	二五——七五
苦力頭	一五——四五
伐木者	一二——一六
運搬者	八——一二
木挽、刈取人	六—— 九

而して其の後の賃銀は左の如くであつた。（單位海峽弗）

	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
伐木者	二六	二二	二〇
剝皮者	二一	一九	一七
木挽、刈取人	二五	二三	二〇
運搬者	一六	一四	一三

二、鑛業

華僑で鑛業に從事する者は、極めて一部の例外を除いて、すべて勞働者及びその監督であつた。而して特にビリトン及びバンカの錫鑛山に於ける其の役割は大なるものであつた。一般鑛業部門では(一)生産制限、(二)採掘の機械化、(三)原住民勞働者の進出等のために、華僑苦力の數は過去數年來減少の一途を辿つたのであるが、錫の生産高が增大するに至つて、その數は再び增加した。

勿論、極めて例外的ではあつたが、華僑の資本で鑛業に投下されてゐるものはあつた。ボルネオ南東部州のクタイの土侯領では、土民炭坑を賃借稼行して居り、またスマトラ島パレンバン州のマルタプラの原住民ダイヤモンド坑採掘に對して融資して居るものもある。尙、華僑の鑛業への投資は八十五萬眉と推定されて居る。次に各國の鑛業投資額を示す。(單位一、〇〇〇ギルダー)

	石油	石炭	錫	金銀	其の他	計
和蘭	二四八、四八〇	一一、四七〇	一七、五〇〇	一四、二二〇	一七、二一二	三〇九、四八二
英國	二二三、六〇〇	—	—	六〇〇	—	一二四、二〇〇
米國	二五、〇〇〇	—	—	—	—	二五、〇〇〇
華僑	—	—	—	—	八五〇	八五〇

計		三九七、〇八〇	一一、四七〇	一七、五〇〇	一四、八二〇	四五九、五三二
政府投資額		—	三一、二七四	一九、五七五	五、五六九	五一五、九五〇
總計		三九七、〇八〇	四二、七四四	三七、〇七五	二〇、三八九	九七五、四八二

ビリトン島について見る。——此の島の重要性は、主として華僑勞働者を雇傭する錫鑛山に全面的に負うて居て、こゝでは東印度に移入された契約苦力の典形が見られることである。同島では被傭男子勞働者の六〇——七〇%が錫鑛山に働いて居た。一九二〇年を基準として約二九、〇〇〇人の華僑總人口のうち、二四、〇〇〇人が男子勞働者であつたが、更にこの二一、〇〇〇人が錫鑛山で働いて居た。

(蘭印政府の推定に依ると)最近に於けるビリトン在住人の職業別統計は左の如くである。

(單位千人)

		華僑			原住民	
		計	男子被傭者	錫鑛山勞働者	計	男子被傭者
一九二〇年		二九	二四	二一	三九	九
一九三〇年		二九	二一	一九	四四	一〇
一九三二年		一四	一〇	八	四四	一〇
一九三三年		一〇	六	四	四四	一〇

而して錫鑛山の從業者以外の職業者は、此の島では七、八年以前から極めて少くなつて居る。

此の邊りでビリトン錫鑛山のの歷史をふりかへつてみることゝする。——ビリトン會社が設立されたのは一八六〇年であつて、錫鑛探鑛の結果(一八五一年)に基づいてゐる。同社は而して全島の鑛業權を獨占したのである。一九二四年、租借權期間の終了してのち、新開發方法が採用され、蘭印政府と舊ビリトン會社が合同で採掘することとなり、新會社 "The Joint mining Company of Billiton" が創立をみた。同會社は株式の八分の五を蘭印政府が引受け、殘りの八分の三を舊ビリトン會社が所有することゝなつたのである。

租借權を得た會社は一八五一年より華僑の自由苦力の雇傭を開始して居るが其の後に於いても彼等の勞働力に依存した。

支那より入島した鑛夫はビリトン島で三ケ年の契約書に署名させられた。給料は月額第一年目は五盾(衣食費支給)、第二年目よりは七盾と云ふ契約になつて居た。

錫の採掘は華僑公司に依る請負制で行はれたが、採掘方法が機械化すると共に同社自身採掘に當る樣になつた。加ふるに生産制限も手傳つて、華僑勞働者の數は減少傾向を辿つたのである。

バンカ島——此の島が多數の華僑苦力を吸引する樣になつたのは、ビリトン島の場合と同樣に、錫鑛山に於ける勞働力需要に基づいた。然し、同島も錫の生産制限を受けたのは勿論であつて、華僑勞働者も最近では減少しつゝあつたのである。

次に、最近に於けるバンカ島の錫鑛山に於ける坑夫募集成績をみる。

	一九二八年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三四年	一九三五年
バンカ上陸者	六、七一五人	二、八五九人	一、〇九四人			
契約署名拒絕者	一九四	一六				
不合格者	四二五					
契約締結者	四、四二七	一九六	二二			
其の內の古參鑛夫	六、〇八二	二、六五七	一、〇七一			
	三八六	七〇六	四三〇			

次に、バンカ島鑛山當局が華僑苦力一人一日當り支出する經費を見る。(單位ギルダー)

	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
賃銀	〇・三四九	〇・三七四	〇・四四一	〇・四四五	〇・四四五
割增金	〇・〇三〇	〇・〇三二	〇・〇三二	〇・〇三四	〇・〇三四
食費	〇・四八一	〇・四七七	〇・三〇六	〇・二五八	〇・二五八
住宅	〇・〇四〇	〇・六四九	〇・〇一一	〇・〇〇五	〇・〇〇五
醫療費	〇・〇九四	〇・〇九九	〇・〇五三	〇・〇七四	〇・〇七四

募集費	○・一九五	○・一五七	○・○六九	○・○一六
送還費	○・○三二	○・○三四	○・一三八	○・○九○
計	一・二二五	一・二二○	一・○二○	○・九二二

次に、同島鑛夫の病氣及び死亡率を見る。

	病後死亡	集團的死亡	病氣診療
一九二九年	○・五八%	○・五八%	二・○八%
一九三○年	○・四五	○・四五	一・九二
一九三一年	○・三四	○・四九	一・六三
一九三二年	○・三四	○・四五	一・三一
一九三三年	○・一四	○・二六	一・○六

シンケップ島――リオウ群島中のシンケップ島にはシンケップ錫會社があり、一九二八年一千六百人の華僑勞働者を數へたが、一九三四年には二百十人にまでに減少した。（此の會社は一九三三年に前記のジョイント・マイニング・カムパニー・オヴ・ビリトンに引繼がれた。）

ボルネオに於いて、石油採掘に從事する者は、一九三○年の國勢調査に依ると二千五百人であるが、うち二千三百六十四人は東印度以外で生れたものであつた。最近では大企業の需要に依るところの華僑苦力の輸入は、殆ど見られ難くなつたが、タラカン、バリクパパンの石油採掘業、グノン・バト・プサル、ロア・クル・パラパタンの諸炭坑が華僑苦力を僅かに輸入したのである。

ボルネオの東南部地方に移住した華僑の歴史は可成り古いと云はれる。然し其の年代についてはもとより詳細を缺いて居る。（一八五○年頃に華僑はタナ・ラウト附近で採集されつゝあつた金鑛を目當てに移住して、原住民の間で勞働するに至つたと傳へられてゐる。）

第七節　華僑と工業

東印度（舊蘭印）に於ける工業は、幼稚な段階にとどまつて居た。見るべきものとしては、ただ僅かに農產加工業と鑛業關係のものが擧げられたに過ぎぬ。

華僑はそれでは此の貧弱な東印度の工業に一體如何なる地位を占めて居たであらうか。――彼等は勿論直接の事業經營者として登場して居たほか、或は原住民への高利貸として、また勞働者として、多方面に進出して居た。一九三○年の國勢調査に依れば、少數の歐人、華僑以外の東洋外國人を除く工業從業者の數は二百二十萬人となつてをり、このうち原住民二百十萬五千人、華僑九萬四千人であつた。從つて華僑は、工業從業者總數の四%强を占めて居たわけである。

而して此の二百二十萬人中、工場法の適用を受ける工場の勞働者は三十萬人で、殘りの百九十萬人が手工業に從事するものであつた。ところで華僑の工業從業者のうち、最も多數を占めた部門は木竹細工業であつた。これに次いでは食料品、嗜好品製造業、仕立屋の順となつて居る。

併し乍ら、經濟恐慌以後は、目立つて、華僑の工場は彼等以外のもの〻手に移つて行つたのである。

獨立して華僑が資本制工業を營んで居る方面としては、先づ中部と東部爪哇の製糖工業を擧げることが出來る。然し、砂糖の生產制限は、歐人所有工場に比して、偛るとも劣らぬ影響を受けたのである。一九二二年には、從來四十を數へた華僑の所有工場（精糖）は十四に減少した。然し、その後は更に減少を辿つて、大東亞戰爭直前には彼等の所有し管理する工場は、殆ど發見出來ない有樣となつて居た。

然し華僑は、全爪哇にカポック加工場を持つほか、バタビア、スマラン、チエリボンにケチヤップ工場を、プレアンゲル、ソロ、ペカロンガンにカツサバ工場を、全爪哇に精米工場を經營し、またコプラの生產地では搾油工場を持つて居た。なほクラワンの米作地帶に於ける七十

の精米工場のうち、六十七は華僑の所有であつた。

華僑は其の他石鹸製造、石炭窯業、花火製造、煙草工場、製パン工場等々にも關係して居たほか、技工、職人、大工、家具屋、金細工人、鍛冶屋、ブリキ屋、自轉車修繕屋等々にも多數を擧げ得たのである。

然し、注意すべき次の事柄がある。卽ちそれは、華僑は、自ら經營しないが、原住民の更紗工業者、マット織物業者、製帽業者、煙草製造者、角、革及び銅の加工業者等に金融して居り、彼等製品の商品化に對し、獨占的な地位を持つて居たことである。——華僑の高利貸と原住民手工業者との關係は大略次の三種に大別し得る。卽ち、

1、單に完成品の引渡契約を結ぶほか、

2、華僑供給原料品の、一定の最低數量の强制的購入義務を發生せしめ、

3、華僑への原住民の隷屬關係はたかめられて、彼等は華僑の單なる賃銀勞働者の地位に置かれる。

比較的最近に至つて、各地に領內自給運動がおこり、小商品の生產が促進される傾向が明かになつて居たが、華僑は此處では相當大なる貢獻をして居る。（然し、彼等の勞働條件はつね

に極端に劣惡な狀態に置かれた。）

爪哇の更紗製造業に於ける華僑の參加狀況は、特に注目される。斯業に於いては次の表に現はれた數字よりも、華僑の斯業に於ける勢力の方が大きかつた。と云ふのは、華僑は金融關係から原住民工場の支配權を持つて居る場合が多かつたからである。

	中部爪哇		東部爪哇		西部爪哇		計	
歐人所有	一二		—		—		一三	
アラビア人所有	一一三		一七		—		一三〇	
華僑所有	四一八		二四		二八五		七二七	
原住民所有	一、八〇四		二三九		一、四七二	三、	五一五	
計	二、三四七		二八〇		一、七五七	四、	三八四	

更紗製造業に於ける勞働條件は極度に劣惡であつた。なほ、斯業に於ける華僑商人の跋扈を抑へる目的で、當局は產業組合を組織して、原料の共同購入や製品の共同販賣を實行するに至つたが、原住民は殆ど全く商才がなく、業務は圓滑に行はれなかつたので大部分の組合は失敗してしまつた。然し一般には產業組合と華僑との鬪爭は依然激烈であつた。

世界不況と日本商品の侵入に依つて、更紗製造等は相當困難な立場に追込まれた時代が續い

た。卽ち一九二九年にはプレアンガーに八一二のバティツク工場があり、三千人の職工を使用して居たのであるが、一九三二年に至ると工場數は四七に、また職人數は僅か百人に激減し、以來今日に至るまで全く影をひそめてしまつて居る。

次に、葉卷煙草製造業をみるに、其の中心地はクドウスであつて、一八八〇年以來相當の活躍をして居た。もと〳〵爪哇人の經營であつたのであるが、更紗製造業同樣、次第に全體が華僑的な性格を帶びてしまつた。一九三三年の生產高は六十九億二千萬本、一九三四年に於ける使用者總數は職業二九、七一五人、家內勞働者二五、六五〇人となつて居る。斯業もまた經濟不況の影響を深刻に受けたもの丶一つである。爪哇產の紙卷煙草と競爭的立場に置かれた上、原住民が自ら葉煙草を使つて自給自足するに至つてからは、一層苦境に追ひ込まれたのである。

ボルネオ西南部地方では、ゴム及びコプラの加工業を除けば州內には商品生產を目的とする工業は存在しない。然し、古々椰子油工場、製材所、修繕工場、コプラ乾燥場、ガンビル加工場等も多くは華僑が獨占して居た。また大工、鍛冶屋、洋服屋等も彼等の營むものが大部分である。

製材所は一八九〇年以來、カプアス河に沿つた地方に發達したもので、多數の華僑勞働者を擁して居た。然し斯業の姉妹會社たる造船業は原住民の所有であるものが半數程に上る。但し何れも五十噸以下の小船を造るものである。なほポンテアナには華僑の修繕工場がある。

スマトラの東海岸地方は爪哇のバタビヤ州と共に、最も工業化して居る地域をなして居た。木竹加工業、洋服屋等に從事する華僑は、相當多數の大工指物師、仕立業者をも包含した。然し特に注意すべき點は、スマトラの西岸及びタパヌリーの技工、手工業者等の數が少いと云ふことである。何故であるかと云ふに、要するに、バタク族の手工業者が增加して華僑の手工業者が減退したからに他ならぬのであつて、これと同樣のことはパカン・バルーの附近に於いても言ひ得るのであつて、ミナンカバウ族の手工業者が增加しつゝあつた。

二九三〇年度に於けるスマトラ島の工業從業者華僑數は左の如くである。

	蘭印生れ華僑	蘭印外生れ華僑	計
食料品、煙草等	一、三九三	九、四三〇	一〇、八二三
金屬加工業	五八二	四、二三三	四、八一五
木竹加工業	一、二一〇	一二、八九五	一四、一六五
洋服屋	五九一	六、〇七一	六、六六二

含其の他計　四、九五三　三八、六九二　四三、六四五

石鹸工場、植物油工場、清涼飲料水、煉瓦製造工場、印刷工場、修繕工場、ゴム加工場、サゴ精製所、漁網工場、鞣皮所、味噌類製造所等が技工、手工業者を除外した華僑の支配下にある工場であつた。

スマトラ東海岸地方では、華僑のギルドや産業組合が、極めて大なる勢力を振つたが、一九二五年にはその數は十六に上り、特に屠殺人、靴屋、金銀細工屋、煙草勞働者、青物屋の各ギルドは大なる勢威を有したのである。

ビリトン島及びバンカ島では夫々島內の需要を充足し得るだけの小工業を持つて居たが、殆ど華僑の入り込んで居ないものはない。一方ペンカリス地方では、サゴ椰子の栽培が增加して居たが、これも華僑の支配下に在つた。スラット・パンジヤン附近には、この工場は百餘を數へることが出來たのである

然し現在ではすべての產業が東印度の需要に應へるもの及び比較的に近くの地域に輸送し得るもの〻一部を除けば、全然商品化し得ぬ狀態にあることは勿論である。併し乍ら東印度の工業は殆どすべてのものが自給の域にまで至つて居なかつたので、戰爭に依る打擊は殆ど見られ

ないのみならず、今後一層その躍進が期待されるもの〳〵みと云へる狀態にあるから、華僑の資本も勞働力も大いに、多量に、これを必要として居るのである。これはもう明かに云へることである。

第八節　華僑の本國への經濟的寄與

東印度（舊蘭印）華僑が、支那に對して行つた經濟的寄與は大きい。然し、その內容の詳細を知ることはもとより不可能であるが、これを次の如き形態に分類することは出來る。(1)新來移民の家族への送金、(2)移民歸國の際の携帶金、(3)歸國せる華僑致富者の東印度その他に對する投資收入、(4)歸國せる華僑致富者の支那への投資、(5)東印度在住華僑の本國送金、(6)本國々內經濟建設の爲めの公債の引受並びに借款への應募、(7)政治的な公債の引受、(8)其の他政治的獻金、(9)本國保險會社への保險掛金、(10)國債の消化、(11)本國の文化・社會施設への獻金。

而して最近では(4)及び(5)は殆ど見られ難くなり、逆に(7)、(8)は增加して居た樣である。

今、斷片的に各種の數字を拾つてみることとする。

1、一九一九年に汕頭の各信局が扱つた爲替金額合計は三五、八六二千元、うちデーリーよりの送金額は二、三四五千元、而してバタビヤよりのそれは四〇〇千元であつた。

2、一九二四年度、チヤイナ・エコノミック・バレッテイン誌の調査では、東印度華僑の本國送金及び歸國携帶金は一一、〇〇五千弗であつた。

3、また同誌調査の一九二五年度のそれは、一〇、八四六千弗である。

4、一九三〇年末、香港への華僑の送金總額は二七二、七〇〇千香港弗で、うち東印度の分は二九、四〇〇千香港弗となつて居り總額の約一〇%强に當る。

5、一九三四年、在外華僑の本國送金總額は二五〇、〇〇〇千弗、うち東印度關係分は二〇、〇〇〇千弗と云はれ、全體の一〇%未滿であつた。

以上は單に送金と携帶金のみの數字であるに過ぎない。ところで投資の方面如何と云ふことになるが、——東印度華僑で、本國への投資者として有名な者に張鴻南があるが、彼は先づ資本金三、三〇〇千元を集め、潮汕鐵路公司を創設して居る。同鐵道は汕頭厦嶺より潮州に至る三九・一粁の幹線であつて、更に枝線は潮州より意溪に至る三・一粁のものがある。此の建設工事は一九〇五——一九〇八年の三ケ年を要した。なほ建源公司の建源は上海に東洋一と稱せられる大アルコール工場を持つて居る。

次に貿易の方面を見るに、一九二九——一九三八年の支那對東印度輸出金額及び其の割合は左の如くである。（單位千元）

	輸出總額	東印度への輸出高	比率(%)
一九三〇年	一、三九四、一六六	一一、七〇六	一・一一
一九三一年	一、四一六、九六二	一二、九八六	〇・九二
一九三二年	七六七、四三五	五、四九〇	一・二一
一九三三年	六一一、八二七	七、三九五	一・一一
一九三四年	五三五、七三三	七、〇五二	一・三二
一九三五年	五七五、八〇九	四、九九七	〇・八七
一九三六年	七〇五、七四一	四、七四八	〇・六七
一九三七年	八三八、二五五	六、二二八	〇・七四
一九三八年	七六二、六四一	六、六六四	〇・八七

第五章　東印度（舊英領及保護領）

第一節　北ボルネオ華僑と經濟

一、概　設

ボルネオ原住民と文化人で最も早くから接觸のあつたものは支那人であつて、既に七世紀頃から兩者の交渉がはじまつて居る。當初にあつては、磁器が主要貿易であつた。然し最近に於いても依然として磁器は主な交易物であつた。……現在では北ボルネオにどの位の華僑が居るかと云ふに、苦力、婢僕、農民、園丁、小商人、貿易商、その他商人に分れて四萬七千八百人（一九三一年末現在）に上り、全北ボルネオ人口の一七・七%を占めて居る。勿論外國人中第一位の人口を持つて居る。

華僑は先づ商人として勢力を持つて居る。北ボルネオの治安が維持されない草業時代から、彼等は危險を冒して奥地にまで入り込み、着々原住民の間に自らの基礎を築いて行つたのであ

る。之等商人は、勿論當初は、苦力として渡航して來たものが大部分であつて、精勵刻苦奮勵努力の末、漸く小資本を貯蓄しては、小賣商人に轉じたものが其の殆どであつた。

華僑は近年に於いて、日本人のゴム園や其の他のエステート、水産業等にも多數者が依存して居た。彼等は專ら勞働力を以て、此等の諸事業に傭はれるか、或は農園その他に商品を納入するか、とにかく直接的な依存生活者のみにても、全在住華僑の七〇——八〇%に上つて居た。然し彼等のうちには、小規模の農園を經營するものも多數みられたのである。

職業別に依る華僑人口左の如くである。

	華僑數	全職業人口に對する割合
原料生產者	二五、七八一	一一・一
製造業者	五、四四四	四九・〇
交通運輸關係者	二、二二三	五四・二
商業金融關係者	八、三四五	八三・四
公務員	一、九〇七	三三・〇
家事被傭者	一、九〇九	六一・九
其の他	二、三六三	五四・二
計	四七、九七二	一七・七

なほ右を種族別に見ると、商業金融方面に從事する者には福建人が多く、家事使用人には海南人が、而して農業、勞働方面には、廣東人、客家人が主となつて居る。既に見て來た如く、彼等は商權を把握して居るほか、農業方面にも確固たる地歩を築いて居たのである。

二、華僑と事業

北ボルネオの土地制度は、華僑を招致する目的を以て制定せられたものであつた。此の一事を以ても分る樣に、彼等は英當局より相等の待遇を享受して居たのである。つまり政府當局は、小資本と移民を招致するため、可能な限り低率の課稅を行ふと共に、移民の渡航手續を容易にし、同地域の開發に努力したのであつた。華僑の耕地としては、多くは十エーカー內外の小規模のものである。然し米、コーヒー、煙草、椰子、ゴム、胡椒等の栽培に當り、一部は蔬菜果樹等を作り、また豚、鷄等をも副業として飼育してゐた。

(一) 工業

精米業が特筆すべき唯一のものであつたが、一九三七年に於ける西部海岸における十九の精米所中、十五だけ作業して居た。うち華僑の所有に屬するものは左表の如くである。

	精米所數	
パパール	三	常時作業
ペナムパン	一	時々作業
ザイクトリヤバラックス	一	同
トウアラン	三	同
ゼセルトン	一	休業
ブタタン	一	時々作業
コタブラッド	一	同
タニンガン	一	休業
テーム	一	時々作業

なほまた西海岸に於ける一九三七年の六主要精米所精米の成績は左の如くである。

	精米された籾(擔)	生産された米(擔)	率
トウアラン	三、一〇八	一、九一〇	六一・四五
パパール	七、四〇〇	四、七〇〇	六三・五一
パパール	六、五〇〇	四、三〇〇	六六・一五
ゼセルトン	六五	四四	六七・六八
ペナムパン	一、一五一	七一五	六二・〇〇
ザイクトリヤバラックス	二、〇〇〇	一、二〇〇	六〇・〇〇

(二) 商業金融

華僑が北ボルネオで商權を握つて居たことは既に述べたが、なほ彼等は原住民の生産者に對して高利の前貸をなし、生産物の廉價買占めを行ひ、彼等と消費者との間に立つて二重の利益を取得して來たのである。

金融機關としてはハリスン・クロスフエールト會社銀行部及び財務局内に國立銀行部があつたが、何れも長期貸付を好まないので、その間に乘じて、華僑は栽培業者その他長期資金の需要者に對する普通金融機關として、また庶民金融機關として活躍し高利を貪つて居た。

(三) 勞働方面

最近五箇年間の勞働者數左の如くである。

	華僑	爪哇人	原住民その他	計
一九三四年	四、二五二人	二、五七四人	五、三四〇人	一二、一六五人
一九三五年	三、四四五	二、二〇八	三、八九〇	九、五四三
一九三六年	四、九五〇	二、一六九	六、一八八	一三、三〇七
一九三七年	七、三〇二	二、四九〇	八、六八八	一八、四八〇
一九三八年	六、二二二	二、三一四	五、三四〇	一五、五九二

勞働力は不足狀態にあつた。ことに華僑及び爪哇人の勞働者に對する需要は逐年增大し、多數歐人のゴム、煙草、椰子園、日本人のタワオ企業地等に雇はれて居たのである。

現在の情勢は、未だ詳細に報告されて居ないが、該地域に於いて、目下最も問題視されて居るのは石油事業である。而して華僑勞働力に對する需要は、從つて此の方面で急激に增大して居ると云はれる。

第二節　サラワク華僑と經濟

一、概說

サラワク華僑は、一八四一年建國前ブルネイの領地時代より、可成りの經濟勢力を有して居たものと見られて居る。近年ではクチンの華僑は主として商業に從事して居るが、勞働者は多くはクチン南方の村落に散居して金鑛の採鑛に從事し、バウを中心とする地方を金山と名付けて公司を組織したのである。

それでは一體幾人の華僑がサラワクに居住して居るかと云ふに、サラワクには國勢調査が無いので、確實なところは未だ分明しないが、一九三六年の行政年報では推定人口四十四萬二千人と報告して居る。而して此のうち、華僑は大約八—九萬と見られて居るのである。貿易、商業、農業等に從事するほか、油田の雜役等に關はつて居た。これらを種族別に見ると左の如くである。

福建人	農業	
潮州人	貿易商業	
廣東人	農業、油田の雜役	
客家	農業	

二、華僑と事業

(一)農業

當初は勿論農業に從事するものが大多數であつて、サゴ、コプラ、トバ根、檳榔樹、椰子、胡椒等の生產に貢獻したのである。最近に於いても華僑は、農業上に不拔の勢力を有するが殊に胡椒の栽培は其の代表的のもので、殆ど全部が彼等の經營にかゝるものであつた。植付面積は四、〇〇〇エーカー、輸出は年によつて變化が著しい。これは投機的な國際商品として當然のことに屬するが、一九三四年には白胡椒七萬擔、二百九十一萬一千弗、黑胡椒八千七百擔、十一萬七千弗であつた。ところが一九三六年には前者が三百萬擔、五十一萬三千弗、後者は三

千八百擔、二萬八千弗に下つて居る。

(二) 鑛業

特に金の採鑛は盛で、華僑の移住とは不可分の關係に在つたものである。主な採金會社を左に示す。

	公稱資本金	重役
サラワク・マイニング・シンジケート	三五、〇〇〇	華僑
クチン・ゴールド・マイニング	六〇、〇〇〇	華、英、馬來人
アイルランド・ゴールド・マイニング	三二、〇〇〇	華僑
コロコング・ゴールド・マイニング	一七、〇〇〇	〃
ハウ・キアウ・ゴールド・マイニング	三五、〇〇〇	〃
ホックサン・スウアウ・ゴールド・マイニング	四〇、〇〇〇	〃
キム・サム・ゴールド・マイニング	一九、〇〇〇	英人

(三) 商業金融

華僑は商業に於いて原住民を對象とし、其の間に立つて雜貨商、貿易商として獨占的な勢力を持つて居たが、貿易の大半、否殆ど大部分は彼等の取扱にかゝるものであつた。而して庶民金融機關としては高利貸的なもののほか、純高利貸がその內容をなした。

(四) 交通業及び勞働者

人力車、バス、小汽船等の交通部門に對し華僑も相當の投資を行つて居る。

華僑勞働者は、全他種族勞働者の半數を下らないのであつて、相當の地位を占める。卽ち一九三五年當時の狀況は左の如くである。

	華僑	爪哇人	印度人	馬來人及ミナンカバウス	ダイヤ・カヤン及ケンヤン	子供	計
ゴム園	四二二人	七八六人	二三人	七七九人	四〇〇人	一五人	二、四一五人
金鑛	二、〇九九	二	二九	一五〇	二四八	六一	二、五八九
油田	一、六一九	—	一〇九	八九五	一九七	八六	八、八八一
含其の他計	四、五三〇	七八八	一六六	一八三	一、〇二四	一六〇	八、八八一

第三節 ブルネイ華僑と經濟

一九三一年の國勢調査に依ると、ブルネイ總人口中、華僑の數は二千六百八十三名であつたが、一九三六年には總數三萬四千十六人に對し華僑は四千一百人を占めた。

ブルネイは、移民の勞働力に依存するところが少く、勞働者は其の大部分が原住民で占めて

居た。

一九三一年に於ける事業別移民數をみるに左の如くである。

政府	貿易會社	馬來石油會社	歐人エステート				
土木工事	マッチ製造	油田	農園及工場勞働者	計			
支那人	七	—	五三四	一八	五五九		
馬來及其の他ボルネオ人	二四二	四六二	三八四	五九六	一、六八四		
印度人	一	—	一〇三	四	一〇八		
爪哇人	—	—	—	四二	四二		
歐亞混血兒	—	—	—	—	—		
計	二五一	四六二	一、〇二一	六六〇	二、三九四		

第六章　馬來

第一節　概說

馬來華僑が、その經濟的勢力を蓄積するに至つた過程は、他の南方地域の場合と略々同樣である。

ある。卽ち、

1、土地、鑛山の開拓、開發及びその他事業が發達したこと。

2、物々交換に依る利潤の獲得と、其の蓄積に依る事業の規模の擴大が行はれたこと。

3、勞賃の一部蓄積に依る商業部門への進出が行はれたこと。

以上の樣にして資本的に相當の基礎が確立されると、彼等は次第にゴム園、錫鑛山等の方面へ進出するか、或は銀行業、海運業、問屋代理商をも經營するに至つたのである。然しまた、此の他にも甘蔗の栽培、製糖工場や輸出貿易商を經營と、漸次經濟的勢力と地位とを擴大して行つたわけである。

馬來では栽培等が熾んであつた關係から、泰の場合とは異り、農業に從事する華僑は全體の四〇%近くに上つた。工場及び商業は各々二五%內外に該當するに過ぎなかつたのである。生産關係に於いて他の地方に比し、特色のある點は、ゴム及び錫の二大事業を中心として全經濟が營まれて居ると共に勞働人口が多數だと云ふ點である。（然し、商業と金融とを併せると、これは農業關係者よりも多數に上つた。）

（馬來が日本軍に占領され、直ちに日本の軍政治下に再出發をしたのは最近の出來事であ

る。戰爭に次いで到來した此の事件が、華僑に深刻な影響を與へたであらうことは想像に難くない。然し、此の間に處しての彼等の動向と向背は如何であつたかと云ふ點については、未だ具體的に明かにされては居ない。たゞ馬來華僑の大部分のものが、日本に協力するの態度を示すに至つたことは、これを新聞が傳へて居る。)

第二節　華僑と農業

馬來に於ける農業の變遷の過程に、華僑がはじめて登場したのは十九世紀の初頭であつた。即ち彼等はピナン附近と昭南島に胡椒とガムビールを栽培しはじめたのであるが、これは十九世紀中期頃までに最も重要な輸出品となつて居た時代であり、當時華僑は既に昭南島で胡椒とガンビールの重要な栽培者としての役割を果して居たのである。而して、その經營方法は極めて不合理的なものではあつたが、一八六〇年頃までは、少くとも胡椒、ガンビールの栽培業に大なる貢獻をなすと同時に、ジョホール州南部の農業の發達に資するところも大なるものがあつた。

また華僑はパインの生産を確立して居る。更に華僑はゴム栽培に於いても人爲的、自然的の

障碍や危險を克服して、その發達に大なる貢獻をしたのである。

次に、馬來農業に於ける各國人の地位を見る。

	歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他	總人口
(一) 米稻栽培者	—%	二・一%	六一・八%	一・〇%	八五・三%	三三・八%
(二) ゴムエステート所有者管理人及助監督	九三・九	一・五	〇・六	〇・一	一・六	〇・九
(三) 其の他のゴム栽培に從事する者	二・二	五七・二	二〇・九	八五・四	八・一	四三・二
(四) 古々椰子エステート所有者、管理人及助監督	一・二	〇・一	〇・四	—	—	〇・二
(五) 其の他の古々椰子栽培に從事する者	—	一・二	三・三	四・三	〇・五	二・九
(六) 油椰子エステート所有者、管理人及助監督	〇・四	—	—	—	—	—
(七) 其の他の油椰子栽培に從事する者	—	—	—	—	—	—
(八) 果實及び蔬菜栽培者	—	一八・二	一・九	〇・一	〇・四	〇・六
(九) 養畜及養禽の從事者	—	二・九	〇・六	〇・一	〇・三	五・三
(一〇) 林業及材木夫	〇・九	四・三	〇・一	一・〇	一・一	二・四
(一一) 其の他	一・五	二二・五	九・一	六・一	〇・一	一・五
					二・九	九・四

	總計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(一)	歐人	―	九四・九	二・八	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(二)	華僑	一・七	三五・七	二・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(三)	馬來人	一七・二	二五・一	〇・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(四)	印度人	―	三・一	―	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(五)	其の他	〇・八	八九・二	〇・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(六)	總人口	―	五九・二	―	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(七)		四一・二	一一・七	〇・二	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(八)		〇・一	〇・六	〇・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(九)		―	五・九	〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(一〇)		〇・五	五八・〇	〇・五	一〇〇・〇	一〇〇・〇
(一一)		―	二〇・九	〇・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇
			五〇・四	〇・三	一〇〇・〇	一〇〇・〇

なほ、以上に於ける地位の向上については左表がこれを物語つて居る。

右表は一九三一年度に於ける英領、馬來國勢調査の職業別人口構成の要約であるが、全農業人口の四四%がゴム栽培業に集中され、殊に華僑の地位は大きく、印度人に次いで第二位に位した。一方、華僑は林業に於いても大なる地位をもつて居たが、また果實、蔬菜の栽培に於いても相等の地位を持つて居た。

(1) ゴム栽培業

馬來に於けるゴムの最初の栽培者は華僑である。然し、最近に至るも相當の地位を華僑は確保して居た。左に最近有名なゴム栽培業者を示す。(單位一萬海峽弗)

	出身地	推定資産
余東施	廣東	三、〇〇〇
陳賜敏	福建	二、〇〇〇
李光前	同	六〇〇
謝榮西	同	三〇〇
陳仰藏	同	三〇〇
符和鎌	海南島	一〇〇
王文達	福建	一〇〇
陳延謙	福建	九〇

而して華僑ゴム事業の地位を國籍別に檢討すると、勿論大農園と小農園とで趣を異にした。一九三八年の馬來年鑑により、ゴム栽培エステート所有者面積を國籍別に掲げると左の如くである。(一九三七年末現在)

所有者別エステート面積（エーカー）

	海峽植民地	聯邦州	非聯邦州	計
歐人	一三三、〇三二	八五二、四五三	五四一、二〇七	一、五二六、六九二
支那人	六〇、九八五	一一九、〇四三	一四一、九六〇	三二一、九八八
印度人	一一、九四八	四八、〇六六	二七、九四八	八七、九六二
其の他	一、八二五	一三、八六四	七四、〇一七	八九、七〇六

所有者國籍別エステート集中度

	總數エステート（百分比）	總數エーカー（百分比）	一エステート當りエーカー數
歐人	三九・九%	七五・四%	一、五三〇
華僑人	四一・八	一五・九	三〇八
印度人	一四・六	四・五	二四二
其の他	三・七	四・四	九六五
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	八一一

所有者國籍別エステート數

	海峽植民地	聯邦州	非聯邦州	計
歐人	八五	六六五	二四八	九九八

支那人	一七一	四〇九	四六五
印度人	五一	二〇九	一〇四
其の他	七	三八	四八

右の表に依つて明かな様に、華僑のゴムエステートは所有數の點では第一位であつた。然し、その栽培面積に於いては、歐人の五分の一強に過ぎなかつたのである。なほ、その集中度に於いても總面積で七五%、エステート平均單位面積で一千五百三十エーカーを有する歐人のエステートに對し、約五分の一であつたに過ぎぬ。

華僑のゴム栽培業への投資を見るに、一九二四年以降に起つたゴムブームにより、コーヒー或は椰子の栽培を廢して、斯業に投資するものが續出したが、一九二九年秋以降に於ける世界經濟恐慌に依る馬來の農業恐慌を契機とし、更に同三四年以後の國際ゴム統制に依り、打擊を蒙り、從つて植付面積の擴大と生產の增大とは極度に困難化し、次表に見る様に其の栽培面積は縮少されるに至つたのである。

所有者別ゴム栽培エステート面積（千エーカー）

	一九三一年	一九三四年	一九二七年
歐人	一、三九八	一、四六二	一、五二六

支那人	三四七	三四六	三三一		
印度人	五七	一〇三	八七		
其の他	五八	八六	八五		
計	一、八七七	一、九九八	二、〇二六		

それでは、百エーカー以下の所謂小農園の方はいかゞであつたか。——從來より此の方面の統計的數字は全般的に公表されて居ないから、ここには假にジョホール州のものを示し、其の所有者國別のゴム植付面積を對照すると左の如くである。

所有者國籍別小ゴム園（ジョホール州）

	九九—二五エーカー			二五エーカー以下			計		
	園數	エーカー數		園數	エーカー數		園數	エーカー數	
歐人	二	一一五	〇・一	六	五〇	〇・一	八	一六五	〇・一
支那人	一、七四四	七二、四七三	七三・七	二〇、三一一	一一七、六〇五	四四・八	一九〇、〇七八	一二二、〇五五	四四・八
印度人	三八七	一八、〇二八	一八・三	二、二二六	一〇、〇三六	三・八	二、六一三	二八、〇六四	三・八
馬來人	一五九	六、〇三二	六・一	一三二、七三〇	四六、四七〇	五〇・六	一三八、七六三	五二、七七四	五〇・六
其の他	三四	一、七三五	一・八	四六、六二九	二七二	〇・八	四六、六二九	二七二	〇・八
計	二、三二六	九八、三八三	一〇〇・〇	三〇六	一、九五五	一〇〇・〇	三〇六	一、九五五	一〇〇・〇
	二、三二六	九八、三八三	一〇〇・〇	六九、二八五	二六二、三七六	一〇〇・〇	七一、六一一	三六〇、七五九	一〇〇・〇

所有者國籍別百分比（ジョホール州）

	九九—二五エーカー	二五エーカー以下	計
歐人	〇・一	——	——
支那人	七三・七	五二・七	四四・八
印度人	一八・三	七・八	三・八
馬來人	六・一	三八・五	五〇・六
其の他	一・八	一・〇	〇・八
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

華僑は、此の方面では斷然支配的、壓倒的であるが、歐人のそれは、全く取るに足らぬ微々たる有樣である。（然しエステートの場合は全くこの逆であつて全體としては大差がなかつたのである。）

エステート對小園所有者國籍別面積（ジョホール州）

	エステートエーカー數	小園エーカー數	計
歐人	三三七、八六七	一六五	三三八、〇三二
支那人	九八、〇五八	一九〇、〇七八	二八八、一三六
印度人	一八、二七三	二八、〇七八	四六、三三七
其の他	六八、九四七	一四二、四五二	二一一、三九九
計	五二三、一四五	三六〇、七五九	八八三、九〇四

エステート對小園面積比較（ジョホール州）

	エステート面積比	小園面積比	總計比
歐人	六四・六	――	三八・二
支那人	一八・七	五二・七	三二・六
印度人	三・五	七・八	五・三
其の他	一三・二	三九・五	二三・九
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

（三）米

馬來に於ける米は、穀物中で殆どたゞ一つの經濟的價値を有するものと云はれて居た。また馬來總人口の九九%までは米を主食物とし居るのである。然し生産量は消費量の二七%に過ぎぬので、不足分は泰及び緬甸より輸入せられ（華商の手に依つて）て居る。ところで、米作に從事する原住民は馬來總人口の三三・八%に過ぎなかつたのである。一方華僑はその中でも僅々二・一%に止る。

次に、馬來華僑の米作人口を示す。（一九三一年馬來國勢調査による）

	（A）米作農民總人口	（B）華僑米作農民人口	Aに對するBの割合（%）
海峽植民地	一一、四四八	三二六	二・八
聯邦州	八二、三三九	一、〇三八	一・二
非聯邦州	二八九、三一九	五、二八八	一・八
計	三八三、一〇六	六、六五二	一・七

（四）古々椰子

馬來の全土に古々椰子の木があり、而して椰子は飲料、食料、薪材その他、日常必需品を得る天惠をなして居るが、その栽培は殆ど馬來人であつて、また其の規模も極めて小さい。大體椰子の企業目的のエステート栽培が行はれるに至つたのは、今世紀に入つてからのことであるが、栽培地總面積約六十萬六千エーカー中、十五萬エーカーが百エーカー以上の大農園となつて居る。その他はすべてアジア人がこれを所有して居た。ところで華僑の地位が、斯業經營者の人口構成上如何なるものかと云ふに、左表の如くである。

	歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他	總人口
エステート所有者管理人及び助監督	一・一%	〇・一%	〇・四%	―%	〇・二%	
其の他の從事者	――	一・二	三・三	四・三	〇・五	二・九

次に、華僑の地位を一九三一年のセンサスに依つて、地方別に一瞥すると左の如くである。

華僑の古々椰子エステート所有者管理人及び助監督數

	(A) 總人口	(B) 華僑人口	Aに對するBの割合
海峽植民地	三三二	一五四	四六・三%
聯邦州	一、四四五	二三	一・五
非聯邦州	一、〇〇四	六六	六・五
計	二、七八一	二四三	八・七

其の他の古々椰子栽培に從事する華僑

	(A) 總人口	(B) 華僑人口	Aに對するBの割合
海峽植民地	二、九五〇	一、〇五〇	三五・三
聯邦州	一九、五四七	一、二五六	六・九
非聯邦州	一〇、四五二	一、五〇五	一四・〇
計	三二、九四九	三、八一一	一二・六

馬來華僑の古々椰子栽培業は、一九三三——三四年における斯業の不況を契機として衰微したが、殊に聯邦政府は一九三四年十一月二日のコンミュニケで古々椰子小農園經營一般の救濟を目的に、一九三四年の地代の半減を認めた。然し華僑の斯業に於ける地位は依然不振の道を

辿つたのである。

（最近の模様は、未だ詳細を缺いて居るので不明である。）

（五）蔬菜及び果實の栽培

一九三一年度に於ける英領馬來の國勢調査に依る職業別人口構成を見るに、華僑の斯業に於ける地位——國籍別百分比——は左の如くである。

歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他	總人口
——	一八・二%	〇・六%	〇・一%	〇・三%	五・三%

即ち華僑は第一位であつて、こゝに彼等の商業的園藝への進出が物語られて居る。ところで果實及び蔬菜栽培全體に於ける華僑の占める地方別割合左の如くである。

	(A) 總人口	(B) 華僑人口	Aに對するBの割合
海峽植民地	一三、二五四	一三、〇七五	九八・三
聯邦州	三四、一五一	三二、六二一	九四・六
非聯邦州	一三、九一〇	一一、六一八	八三・五
計	六一、三一五	五七、三一四	九三・五

總人口に對する割合より見て、華僑の斯業への進出は全く目ざましいものがあつたことが分

るのである。華僑の果實の栽培業者中には、馬來栽培果實中の大宗品たるバナナ、パイン等の栽培業者を包括、蔬菜業者は華僑の最も得意とする生野菜栽培を主として居る。而してこれ等生産物中、パインの栽培は第一位を占め、總栽培面積は一九三六年に七萬五千百八十八エーカー、一九三七年に七萬五千三百五十エーカーに達したが、其の半數以上は華僑の所有に歸し、華僑の五萬七千餘人即ち總人口の一八・二%がこれに從事して居たのである。

然し一八八五年の罐詰工場の創設に附帶して、斯業は一面ゴム栽培事業の勃興と密接な關聯を持つて發達した。パイン栽培の多くは罐詰工場と兼營され、加工と栽培とが一體として管理せられる樣になつたわけである。（大農園經營のもので、これを小區に分け、管理を華僑に委託して居るものもあるが、利益は此の兩者間で折半された。）

馬來の蔬菜類の年平均輸入額は四萬五千噸、時價五百五十萬弗に達した。

（六）タピオカ、煙草等

タピオカはパイン同樣、ゴムの間作物であつて、馬來の至るところに栽培されるが、その栽培者は殆ど華僑であつた。一九三八年末の植付面積は左の如くである。

	聯邦州	非聯邦州	計
海峽植民地	一三、〇〇二	二四、三〇一	三七、三〇三
	九、二三八		
	二四、三〇一		

馬來煙草は、華僑と馬來人の手で舊式な栽培が長い間續けられて居た。煙草の栽培は從來非常に困難な作業とされて居たが、加ふるに其の消費も、地方的なものに限られて居たので、漸次華僑のこれが經營に從事するものも少くなつて居たのである。

煙草の栽培面積（一九三六、七兩年末）左の如くである。（單位エーカー）

	聯邦州	非聯邦州	計
海峽植民地	一、八四六	三、〇六八	四、九一四
一九三六年	四四八	五、三六二	五、八一〇
一九三七年	四五三	四、八一二	五、二六五

なほ、その他にはバナナ、ガンピール等の栽培も行はれて居るが、何れも華僑は之等の仲買人として相當の活躍をして居た。

第三節　華僑と牧畜業、林業、水産業

一、牧畜業

牧畜は馬來では、農業の副業として行はれて居るに過ぎなかつたが、氣候關係からも、また經營關係からも、充分の發達を遂げるには至つて居ないのである。一九三八年末現在の家畜數は左の如くである。

牛	三一七、四七〇頭
水牛	二二九、二二四
羊	一九、三三三
山羊	三〇一、一二〇
豚	八三〇、二四〇
馬	七九七

勿論、自給自足は不可能であつて、年々多量を輸入に仰いで居る。畜産食料品の需要について見るに、馬來總人口五百四萬の中、華僑二百三十萬、馬來人二百二十萬を占めた。ことに回敎徒たる大部分の馬來人、印度人は宗敎的な立場から豚を食膳に供しないが、また生豚のみならず、その加工品に至るまで一切口にしないに反し、華僑は最も豚肉を好む國民として知られて居るので、豚肉の大部分は彼等によつて消費された。從つて馬來の養豚業は一に華僑の掌中にあり、山羊、羊が食料として馬來人に依つて飼養されて居たに過ぎない。

一九三三年に於ける馬來の國勢調査によると、此等の養畜業、養禽業等に從事するもの〻人口割合は、馬來全人口の二・四%であつた。而して華僑の業者は全華僑人口の二・九%、馬來人は二・七%、印度人は一%、その他が一・一%となつてゐるが、華僑の地位を馬來の全人口によつて窺ふと次表の如く、馬來全土は三三・四%、海峽植民地は最高七六%を占める。

地方別に見た華僑牧畜業者數

	(A) 牧畜業者總人口	(B) 華僑牧畜業者數	AのBに對する割合(%)
海峽植民地	三、八三九	三、三四〇	七六・〇
聯邦州	一〇、四二七	二、四四九	二三・四
非聯邦州	一三、〇七七	三、三九三	二五・九
計	二七、三四三	九、一八二	三三・四

華僑は牛、羊、山羊は殆んど飼育して居ないが、養豚業では重要な位置にあつた。然し、華僑の養豚業は、其の大部分が小規模のものであつて、ペラ、スランゴール、ジョホール及び昭南島に若干大規模のものが見られたに過ぎない。なほ華僑の養豚總數は一九三三年に三十七萬頭と云はれた。

主要都市別の家畜輸入數並びに屠殺數は左の如くである。（一九三三年）

昭南島	輸入	輸出	輸出入差	屠殺數	差引頭數
牛	一四、一七三	六一六	一三、五五七	一三、九七五	四一八
水牛	三〇七	一一〇	一九七	二二七	三〇
羊	三六、九九九	三、五五三	三三、四四六	三三、九二七	―
山羊	一、九七三	一七四	一、七九九	二、一三一	二三二
豚	九四、四七九	一、三二二	九三、一五七	二一〇、二四九	一一七、〇九二

彼南	輸入	輸出	輸出入差	屠殺數	差引頭數
牛	一、八八九	一四	一、八七五	二、八四二	九六七
水牛	二、〇〇八	三	一、〇〇五	一、四八七	―
羊	五、四一五	八六三	四、五五二	五、六七二	一、二〇
山羊	四、五五六	三二六	四、二三〇	九、六八四	五、四五四
豚	一、六三三	二二〇	一六、〇三一	九九、四五〇	八三、四一九

マラツカ	輸入	輸出	輸出入差	屠殺數	差引頭數
牛	二〇二	三〇九	―	一、一七七	一、一七七

水牛	九〇	四〇六	―	一、二三四	一、二三四
羊	一〇八	―	一〇八	一〇九	一
山羊	九三	八〇	一三	三、二三一	三、二一八
豚	一、二六六	四四五	八二一	三二、三二七	三一、五〇六

家禽に關する調査はかつて行はれなかつた。從つて其の事實は詳かにされ得ないが、どの民族も廣範圍に互つて飼育してゐたのであつて、華僑の斯業從事者も多數に上つて居た。

二、林業

馬來の林業は、明かに工業の勃興に促がされて發達して居る。都市の發達、人口の增加、農民の森林伐採等々から、また生產的消費の對象としての木材需要が增加し始めて、こゝに林業は發達することゝなつたわけであるが、馬來の工業は未發達であると同時に、世界的の市場を持つチーク材の如きを、多くを持たぬ關係から、林業は必然的に未だ大なる發達を見るに至つて居ないのである。

華僑は馬來の林業では、最も重要な地位にあつた。然し人口構成上、華僑の地位は馬來の林產界で第一位に擧ぐべきものであるにも拘らず、林業それ自體の客觀的意義から見るとまことに微々たる存在であるに過ぎなかつた。

一九三一年の林業者及び伐木夫の種別割合は左の如くである。

歐人	華僑	馬來人	印度人	その他	總人口
○・九%	四・三%	○・七%	○・一%	一・五%	

なほ同年の地方別華僑林業者及び伐木夫數は左の如くである。

	(A)總人口	(B)華僑數	Aに對するBの割合
海峽植民地	一、七六一	九〇三	五一・二
聯邦州	二、一四〇	一二五	八四・二
非聯邦州	三、七一五	二、四七三	六六・五
計	一七、六一六	一三、六〇一	七七・二

三、水產業

周圍は一體に淺海である。マラッカ海峽に面する方面では五十尋以上に達するところはなく一方東海岸もまた淺海が延々二百五十浬に亙る。鮪、鰹等の如き洄遊性魚類については、殆ど期待が持てないのであつて、僅かに沿岸の十尋內外のところが住民に必要な魚類を提供するに過ぎぬ。

馬來に於ける魚類の需要は多量に上る。然るに此の地の漁業は日本人によるものの外は、大規模の生產に從ふものがなく、殊に華僑に至ると其の規模が小さく、十尋以內で漁撈を營むに過ぎなかつたのである。然し、近年彼等は漁撈の方法に種々の改良を加へて居た。

海峽植民地及び馬來聯邦州に於ける人種別漁業者數は左の如くである。

	馬來人	支那人	日本人	印度人	その他	計
一九三〇年	一三、八五三	一二、八九一	七一八	五三〇	八〇	二八、〇七二
一九三一年	一二、〇九二	一〇、五九八	九五〇	二八三	八〇	二四、〇〇三
一九三二年	九、九五一	九、〇一二	九〇七	五九二	六三	二〇、五二五
一九三三年	一二、二九六	九、〇〇七	九〇三	五〇七	七八	二二、六〇七
一九三四年	一三、八八七	八、一五八		四八四	二八	二三、六〇七
一九三五年	一三、九七六	九、九四〇		三三六	五四	二五、三六九
一九三六年	一三、七四五	九、七〇一		三五二	一一二	二五、六六二
一九三七年	一三、九六九	一〇、二四二		三八五	一〇四	二六、一七九

第四節　華僑と鑛業及び工業

馬來の工業は全くおくれた段階にある。その工業は第一次大戰時代、ゴム及び錫に對する大需要に誘致されたところの、好況時期に大飛躍を遂げたのであるが、然しこれはあくまでも暫

定的質性の上に立つものであつて、大戰の終決と同時に終末を告げたのである。一九二四―二六年の所謂中間景氣に次ぐ一九二九年の世界的經濟恐慌に當面すると、英植民地政府では、領内産業の保護と廣義の輸入品の防遏を必要視することゝなり、その結果一九三一年にはクレメンチ總督の就任と同時に、馬來工業化の第一歩が印せられることゝなつたのである。

一、錫鑛工業

かつて世界産額の五〇%を占めた馬來の錫産額は近年では漸減狀態にあつたが、然しなほ世界産額の大約三分の一を占めて來た。（一九三七年一月三日以降の國際錫委員會協定の割當標準噸數に於ても、依然として産錫國の首位を占めて居たのである。）

最近に於ける世界産錫統計は左の如くである。（單位噸）

	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
ベルギー領コンゴ	一八	六七	四、〇三	六、八四一	七、三一〇	九、二八六	七、三一六
ボリビヤ	三〇、七四三	二〇、六八四	二〇、六三四	二七、一六九	一四、〇七四	二五、〇二四	二五、三七一
佛印	八噸	一、〇〇一	一、〇七〇	一、四二一	一、四〇九	一、五三一	一、五七五
馬來	五四、九〇八	二九、七二四	三四、〇五九	四五、九九五	六六、八〇六	七七、五四二	四三、二四七
蘭印	二八、四八〇	一五、六八二	一八、六七八	二四、七二九	三一、六八四	三九、七七九	二一、〇二〇
ナイジェリア	七、七七二	四、二六三	四、九六六	七、〇二九	九、六三四	一〇、四四四	七、〇五
泰	一三、四四七	九、二六一	一〇、八五七	九、七七九	一三、六七八	一六、三八五	一三、五二〇
其の他	一四、四八九	一七、九九〇	二〇、五七四	二四、一四八	二六、五〇五	二四、四〇九	二九、〇四一
世界生産量	一四四、九〇〇	九九、一〇〇	一一五、一〇〇	一四七、一〇〇	一八〇、一〇〇	二〇八、四〇〇	一五一、〇〇〇
馬來生産率	三六・八	二九・九	二九・五	三一・二	三七・〇	三七・二	二八・六

一九一二年までは馬來産錫額の八〇%までは華僑の關係するところであつた。然し一八八七年以降、歐人資本家が馬來に登場するに當り、華僑の舊式精錬法に代ふるに近代的經營を以て生産を增加、一方、一九二九年後の世界的不況の影響、又は生産制限協定の實施等に依つて華僑の錫業に打擊を與へたので、今日では次表に見る如く、其の地位は逆轉し、僅かに三一%にまで激減して居たのである。

歐人並びに華僑の採鑛高の連年比較を見るに左の如くである。（單位噸）

	歐人採鑛高	%	華僑採鑛高	%
一九二二年	九、六八四	二〇	三八、七三六	八〇
一九一七年	一一、五五二	二九	二八、二八一	七一
一九二二年	一三、四〇九	三八	二一、八七七	六二
一九二七年	二一、二九三	四一	三〇、七八六	五九

一九二八年	三〇、二四八	四九	三一、六八七	五一
一九二九年	四一、五六五	六一	二五、四七六	三九
一九三〇年	三九、〇九九	六三	二二、九六三	三七
一九三一年	三四、七四七	六五	一八、七〇八	三五
一九三二年	一八、四三六	六六	九、九二七	三四
一九三三年	一五、八四〇	六六	八、〇四四	三四
一九三四年	二三、九二四	六六	二二、二九五	三四
一九三五年	二六、七三一	六六	一四、〇六〇	三四
一九三六年	四三、五八七	七八	二一、〇九三	三八
一九三七年	五〇、七五七	六八	二四、三六一	三二
一九三八年	二七、六六四	六七	一三、五四一	三三
一九三九年	—	六九	—	三一

錫の精錬工場に就いて見るに、華僑は近年全く英人の獨占下に置かれて居た。なほ馬來に於ける人種別の錫業者數比率は左の如くである。

	歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他
錫鑛山所有者、管理人及助監督	一八・三	七七・六	三・二	〇・三	〇・六
其の他の錫鑛業に從事する者	〇・四	九二・〇	一・五	六・〇	〇・一

其の他の鑛山及採石場の所有者及管理人	二六・五	六三・七	三・九	三・九	二・〇
其の他の鑛山及採石場に從事する者	〇・三	七八・〇	二・一	一九・三	〇・三
總計	〇・五	九〇・三	一・六	七・五	〇・一

二、ゴム工業、パイン罐詰業

先づゴム工業より見るに、斯業は錫精錬業と共に馬來鑛業を代表するものであつた。ゴム工場數は一九三七年末現在に於いて左の如くである。

海峽植民地	四八九	
非聯邦州	一三五	
聯邦州	七	

而してゴムの加工業は殆ど昭南島に集中されて居た。生ゴムはすべて加工製造の上輸出されたが、斯種工業の九〇%は華僑の經營にかゝるものであつた。昭南島を中心とする華僑のゴム精製工場は左の如くである。

所有者	出身地
赤誠樹膠廠	陳廷福	福建
南容樹膠廠（株式會社）		福建

陳嘉庚有限公司樹膠廠	陳嘉庚	福建
信成公司樹膠廠	陳延謙	福建
振成豐公司樹膠廠	陳永洋	福建
新成茂樹膠廠	陳煦士	福建
慶興公司樹膠廠	（株式會社）	福建
益和樹膠廠	（株式會社）	福建
潮祥樹膠廠	（株式會社）	潮州
明美公司樹膠廠	林義順	潮州
南祥樹膠廠	（株式會社）	潮州
大成樹膠廠	洪方烈	潮州
濟川樹膠廠	（株式會社）	潮州
裕昌公司樹膠廠	李俊旗	潮州
福裕樹膠廠	（株式會社）	潮州

ところで、華僑の馬來ゴム工業に於ける地位は、一九二七年前後を峠として落潮に見舞はれたまま今日に至つた。

（現下では、云ふまでもなくゴムは大東亞共榮圏の大過剩物資の一である。歐人が此の方面から全面的に退却しても、華僑が斯業に於いて昔日の盛況を取り戻すことは全く不可能なことである。全面的な退却だけが殘されて居るものと見ねばならぬのである。）

一方、パイン罐詰業の方は如何であるかと云ふに、斯業は一八八八年、昭南島で歐人が開始したものであるが、間もなく華僑がこれを獨占するに至つた。最近、馬來では罐詰産額七萬噸以上を輸出しつゝあり、ハワイに次ぐ輸出額を誇つたのである。一九二九年以前には、華僑十一名の經營にかゝる十八の罐詰工場があり、一年の生産能力は大約百五十萬函であつた。然し世界經濟恐慌によりパイン罐詰業もまた深刻な打撃を受け、陳嘉庚、日新の兩公司の如きも全く沒落、最近では十六工場があり、うち一工場は一九三五年七月に閉鎖、結局十五工場が殘つて居た。

三、製油及び油粕製造工業

代表的な植物油としては古々椰子油が擧げられるが、これが生産も華僑の手に獨占されて居た。而して主な工場としては和豐油廠があるが、同社は椰子油の製造に從事、製油及び椰子粕を多量に輸出して居た。尙同社の工場（ハバロック路にあり）の椰子油製造能力を見るに、一日の製油高は千擔であつた。（また同社が兼營するコロニアル・オイル工場は、同じく百二十擔內外であつたが、近年は休業狀態にあつた。）なほ、和豐製油工場は資本金三百萬海峽弗、內

拂込百十三萬三千四百弗であつた。その他、シンガポール椰油廠、萬德美椰油廠、新和隆油廠等があつた。これ等は何れも相當大規模なものであつた。なほ小規模經營のものは他に多數を數へ得たのである。

四、其の他工業

製氷、ビスケット製造、石鹸製造、製材、家具製造、機械工業、鐵工業、鎔接工業、電氣鍍金、製藥、皮靴製造等があるが、何れも問題になる程のものではなく、從つてまた華僑の地位に付いても取り立てゝ語るまでもないところである。

第五節　華僑と商業

大商社より小賣商人に至るまでの一切のものを包含したが、大體、中小以下の商業に從事するものが多數であつた。而してその取扱商品も多種多樣であつた。また輸入品雜貨類にしてもかならずしも本國製品とは限らず、彼等は低廉な日本商品の顧客たる原住民に對する仲介の衝に當つて居たのである。

然し、直接輸入の衝に當るのは英國人商人であつて、華僑は輸入品市場の販賣網を獨占して

居た。

昭南島華僑の商社乃至商店總數は一九三八年に六千七百六十五軒、うち雜貨商が最も多數で五百八十三軒、次いではカフエーの五百四十五軒であつた。

なほ華僑商業の特色は、各商業上の傳統として、例へば雜貨、酒店、茶樓は其の多くが廣東人、コーヒー、西洋料理、喫茶店等は海南人が當り、土產物の取引は福建人が當つて居た。もつともそれはことごとくがと云ふのではないが、多くは右の樣になつて居たのである。

人種別に依る職業百分率は左の如くである。

	歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他	計
(一) 商店主、支配人	四六・七	三三・九	二七・〇	三六・三	六五・一	三四・一
(二) 商店高級職員	九・一	〇・四	—	—	〇・六	〇・四
(三) 仲介人、代理商	六・四	〇・七	二・三	〇・五	四・一	一・〇
(四) 店員、助手、會計係等	二五・〇	三一・四	三八・四	二八・七	二二・三	三一・五
(五) 呼賣商人、行商人	〇・八	三二・九	三〇・三	二六・九	六・七	三・一
(六) 銀行員	六・四	〇・一	〇・一	〇・一	—	〇・一
(七) 株式仲介人	一・〇	—	—	—	〇・二	—

		歐人	華僑	馬來人	印度人	其の他	計
(一)	保險會社員	一・五	七二・一	八・四	一五・八	二・二	一〇〇・〇
(二)	保險勸誘員	二五・五	七二・一	〇・七	〇・一	一・六	一〇〇・〇
(三)	競賣人、鑑定人評價人	七・二	五四・八	二四・四	八・九	四・七	一〇〇・〇
(四)	金貸、貸屋、兩替商	〇・九	七二・二	一二・五	一三・六	〇・八	一〇〇・〇
(五)	其の他	—	七六・八	一〇・〇	一三・〇	〇・二	一〇〇・〇
(六)		四一・二	四九・一	三・八	五・九	—	一〇〇・〇
(七)		五七・九	二六・三	二・六	—	一三・二	一〇〇・〇
(八)		五〇・〇	四三・二	—	一・七	五・一	一〇〇・〇
(九)		九・九	三一・二	四二・七	一一・〇	五・二	一〇〇・〇
(一〇)		—	一七・三	〇・五	八二・二	—	一〇〇・〇
(一一)		六・六	五二・八	三一・八	六・九	一・九	一〇〇・〇
	計	一・一	七二・六	一〇・三	一四・九	一・一	一〇〇・〇

右の表に依つて明かな様に、華僑が支配的な地位を持つて居たのは「商店主及び支配人」、「店員、助手、會計係及び得意廻」、「呼賣商人及び行商人」等で、即ち小賣業主、店員、行商人が壓倒的な地位を占めたことが分るのである。要するに、中小商業以下の華僑の商業上の地位は、大體土人と歐米商社との中間に立つ商品販賣仲介機關を形成して居たとは云ふものゝ、殊に近年に於ける成功者中で資力充分で、國際商業に關する知識經驗を有するものは、進んで貿易業に進出して居たが、これ等は未だ少數の一部商人に過ぎなかつた。

なほ、破産件數の人種別狀況を見るに左の如くである。

	昭南島	ピナン	マラッカ
華僑	九七人	三六人	三人
印度人	二三	二	—
混血兒	一一	—	—
馬來人	一一	四	—
アラブ人	四	—	—
歐人	三	—	—
アルメニヤ人	四	—	—

第六節　華僑と金融業

馬來華僑の經濟上の活動は、下層の勞働者か或は中小商人が主たるものであつた關係から、その金融機關へは資金は集中されず、またその組織も貧弱なものが大多數であつた。然し、それは一流銀行について云へることなのであつて、當舖、信局等の私設金融機關にあつては彼等の力は全く強大であつた。

日本の馬來占領によつて、完全に此の地域から、從來一流金融機關を獨占して居た英人の勢力が驅逐されたことは周知の事實である。然し華僑がこれに代ることは勿論不可能な事であろ。何故なら華僑の活躍は中小以下の庶民金融の分野に於いてであつたし、現にそれ以上のものではない。然し此の庶民金融の方面に於いても、彼等の高利貸的な營業が果して續けられ得るかどうかは問題であらう。それはともかくとして、從來に於いて彼等の地位が如何なるものであつたか、これを決算的に見ておくことは必要であらうと思ふ。

(一)　銀行

華僑系銀行として主なものは左の如くである。

	資本金	拂込資本金	本店所在地	設立年
四海通銀行	二、千海峽弗	二、千海峽弗	シンガポール	一九〇六
華僑銀行	〇〇〇	〇〇〇	〃	一九一九
利華銀行	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	〃	一九二〇
廣益銀行	一〇、〇〇〇	一、六〇四	コーランポ	
廣利銀行	一、〇〇〇	一、〇〇〇	シンガポール	
大華銀行	五〇〇	—	〃	一九二五
中國銀行	一、〇〇〇	四、〇〇〇	上　海	一九一二
萬興銀行	—	四〇、〇〇〇	シンガポール	
	—	—	シンガポール	

右によつて明かな樣に、何れも資本が少く信用もまた低いものである。

(二)　庶民金融機關

チェッティ、當舖、信局、保險業等が數へられるが、華僑はそれ等に對しいづれも深い關係をもつて居た。（勿論チェッティは印度人高利貸の代名詞となつてゐたが、華僑もその顧客となつて居た。）

第七節　華僑勞働者

馬來華僑の勞働者は、多くは自由勞働者であるが、近時に於いては、彼等の職場は農園（エステート）が多く、鑛山と工場がこれに次ぐものであつた。而して農園では、ゴム園が主となつて居た。最近三箇年の華僑勞働者數を見るに、左表の如くであつて、此の三年間に彼等勞働者の數は當初の十二萬七千人より十七萬二千餘人に增加して居る。

	農園	鑛山	工場	合計
一九三四年	七二、六八八	二七、五七三	二七、二二二	一二七、四八四
一九三五年	六〇、三〇六	三三、九五〇	二八、六六六	一二二、九四二
一九三六年	六〇、八四二	四七、一八七	三八、〇六五	一四六、〇九四
一九三七年	七五、五八九	五三、七七〇	四四、五八五	一七二、九四四

先づ、農園使役の華僑勞働者を見るに、その總數は一九三四年の七萬二千人より、その後六萬臺に減じ、また一九三七年には七萬五千人を突破して特に馬來聯邦州では五〇%近くの三萬七千人を占めた。特にスンピラン州の如きは一萬五百人を超えて居たのである。卽ち左の如くである。

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
海峽植民地	三、八九五人	三、一六六人	三、五〇五人	三、九五三人
馬來聯邦州	四〇、四〇五	二九、九五〇	三〇、七六〇	三七、二〇〇
馬來非聯邦州	二八、四八八	二七、一九〇	二六、五七七	三四、四三六
計	七二、六八八	六〇、三〇六	六〇、八四二	七五、五八九

次に、鑛山使役の華僑勞働者を見るに、其の總數は一九三七年に五萬二千人であつた。左の如くである。

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
海峽植民地	—	—	—	一三一
馬來聯邦州	二六、二〇五人	三二、七〇一人	四五、〇一四人	五〇、四六六人
馬來非聯邦州	一、三六八	一、二四九	一、一七三	二、一七三
計	二七、五七二	三三、九五〇	四七、一八七	五二、七七〇

更に、工場使役の華僑勞働者を見るに、其の總數は一九三七年に四千五百人であつた。卽ち左の如くである。

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
海峽植民地	二四、八三五人	二六、三九五人	三三、二二五人	三九、七五八人
馬來聯邦州	一、三四八	一、七〇八	二、四〇四	二、九六六

馬來非聯邦州		一、〇四〇	二、四三六	一、八六一	
計		二七、二二三	二八、五八三	二、四三六	一、八六一
			三八、〇六五	四四、五八五	

それでは、政府機關では如何かと云ふに、華僑勞働者總數は、一九三七年に六千四百人であつた。卽ち左の如くである。

	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
海峽植民地	二、六一八人	三、二九六人	三、〇四八人	四、五一〇人
馬來聯邦州	六五五	六九〇	七五九	七五四
馬來非聯邦州	五四九	九四一	一、二四三	一、一六〇
計	三、八二二	四、九二七	五、〇五〇	六、四二四

最後に、華僑の工場方面に於ける勞働者數はいかがであつたか。——馬來に於ける各地の農園、鑛山、工場の使用華僑及び印度人勞働者數の對照は左の如くである。（單位千人）

		海峽植民地	馬來聯邦州	馬來非聯邦州	計
一九三〇年	華僑	一四	六六	三三	一一四
	印度人	二五	一三七	五三	二一六
一九三一年	華僑	二六	五九	二八	一一四
	印度人	二〇	一〇八	四〇	一六八

一九三二年	華僑	二三	五五	二二	一〇〇
	印度人	一七	九三	三二	一四三
一九三三年	華僑	二四	五七	二二	一〇四
	印度人	一九	九九	三四	一五三
一九三四年	華僑	二八	六七	三〇	一二七
	印度人	二三	一二四	四七	一九四
一九三五年	華僑	二九	六四	二九	一二二
	印度人	一九	一二四	五〇	一九三
一九三六年	華僑	三六	七八	三一	一四六
	印度人	二〇	一三一	五二	二〇四
一九三七年	華僑	四三	九〇	三七	一七二
	印度人	二四	一六五	七一	二六一

なほ、馬來各地政府機關の使用する華僑及び印度人の數は左の如くである。（單位人）

		海峽植民地	馬來聯邦州	馬來非聯邦州	計
一九三四年	華僑	二、六一八	六五五	五四九	三、八二二
	印度人	一三、一〇八	一六、六三七	四、五二二	三四、二六七
一九三五年	華僑	三、二九六	六九〇	九四一	四、九二九
	印度人	一四、五八三	一七、九二五	五、二二八	三七、七三六

一九三六年	華　僑	三、〇四八	七五九	一、二四三	五、〇五〇				
	印　度　人	一七、四七一	一八、九四九	六、一三八	四二、五五八				
一九三七年	華　僑	四、五一〇	七五四	一、一六〇	六、四二四				
	印　度　人	一八、五四九	二〇、〇三三	六、二〇一	四四、七八三				

なほ、一九三七年に於ける馬來聯邦州の各人種別勞働者數は左の如くである。

	南印度人	華　僑	爪哇人	其の他
農園勞働者	一五五、七二五	三七、二〇〇	二、三七一	三、八二二
鑛山勞働者	八、一一六	五〇、四六六	一、三一二	四、六八四
工場勞働者	二、一二八	二、九六六	八二	五一五
政府機關勞働者	二〇、〇三三	七五四	三一三	三、六七六

一九三三——三七年に於けるジョホール州下の各人種別農園、鑛山及び工場の勞働者は左の如くである。（單位千人）

	印度人	華僑	爪哇人	其の他	計
一九三三年	一六	一七	六	一	四二
一九三四年	二四	二五	七	一	五九
一九三五年	二七	二四	六	一	六〇
一九三六年	二八	二六	七	〇・六	三三

一九三七年　四〇　三二　九　〇・八　八二

要するに、華僑勞働者は馬來に於いて重要な要素となつて居るが、主としてゴム園、鑛山、田野の難工事、パイン工場等に多く從事して居た。また熟練、半熟練勞働者は、主として政府關係の仕事に從事して居たのである。

一九三八年に於ける馬來ゴム園其の他の使用する勞働者數を左に示す。（單位千人）

ゴム園及其の他勞働者雇用機關の數	海峽植民地		計	馬來聯邦州		計
	一、一三〇		二、八九一	一、二四一		五、一三五
印　度　人	二〇、一五四	一四四、六〇五		六五、一一一	二二九、八七二	
華　僑	四〇、一三七	六四、二〇二		二九、二三三	一三三、五七〇	
爪　哇　人	一、六四〇	二、三一五		七、四五〇	一一、四〇二	
馬　來　人	三、四七八	五、一六四		一一、六一六	一九、九五八	
其　の　他	五六七	二、一四六		九八九	三、七〇五	

現在に於いては、馬來は戰後の復舊と新たな建設の事業が將に緒についたところである。これ等の事業が如何に多數の勞働力を必要とするかは言を待たぬところである。從つて華僑勞働力に對する需要は飛躍的に增大しつゝある模樣であるが、然しこれについては未だ何等の詳

報ももたらされるに至つて居ない。

第七章　緬甸、濠洲、其の他

第一節　緬甸華僑と經濟

緬甸華僑人口は一九三一年の調査では三十四萬五千人と報告されて居る。總人口に對する割合は一・三%に過ぎぬ微々たるものであるが、その後近年十ケ年間の增加率は印度人の一九%に對し、華僑のそれは大約三〇%に達したのである。飲食店（廣東人）、商業（福建人）等に從事するものが多數を占めた。

次に彼等の職業別人口を示す。

全種族 實數	華僑 實數	華僑 百分率	全種族に對する%
四、三六〇、八六一	二五、三一四	二三・三	〇・六
四、三二一、三五六	二一、四三六		〇・五

全種族 實數	華僑 實數	華僑 百分率	全種族に對する%
三九、五〇五	三、八七八	四・二	九・八
一、四四三、六七九	五九、六四一		
六六四、三七六	一五、四三三	一六・七	二・三
二二二、〇五五	五、七八九	六・三	二・六
五五七、二四八	三八、四一九	四一・七	六・九
二七四、五七三	二、一五一		〇・八
三〇、八一六		八九	〇・三
四四、八六七	五七二	〇・七	一・三
一九八、八九〇	一、四九〇	一・六	〇・七
一三一、九二四	五、一〇七	五・五	三・九
七、一六七	一七五		二・四
四四、六八九	一、七二四		三・九
五四、九二一	二、六一五		四・八
二五、一四七	五九三		二・四
六、二一一、〇三七	九二、二一三	一〇〇・〇	

右によつて明かな樣に、緬甸華僑は商業において最も多いが、精米業又は英人經營精米工場の籾米買付仲買業その他に從事して居たものもあり、また有力者で錫、石油等鑛業關係に對し若干の投資を行つて居たものもある。

一、商　業

（一）米商人

華僑の米商は極めて多く六、七百軒に達する。資本は歐人經營のものより遙かに少く、規模も大いに小さい。なほ金貸小商人、米仲買人等があつて、彼等は農民に金を前貸し米で回收して居た。

華僑の營業方法は謂ふところの「放靑」と稱されるものであつて、緬甸人農民に米の端境期に金を貸し、收獲後に米で回收するのであるが、高利を取る上に此の米の買取價格は四五割方低く見積られて居るので緬甸人の怨恨をかつて居た。

仲買人は米を買主に世話し、百ルピーに對し二%の手數料をとるのが普通であつた。

（二）物產商、雜貨商、金物商

物產商を緬甸では土產店と云ふが、華僑の所謂粗貨店を營むものである。檳榔、葉煙草、白糖、椰子、落花生、芭蕉實、豆、牛皮、茶葉、芝麻等も、また其の一部を彼等は取扱つて來たのである。檳榔、葉煙草等は輸入品であつて、多少の資本を必要とするので印度商人の支配下に置かれて居た。

雜貨商であるが、華僑は普遍して營業して居る上に於いては第一位であつたが、資本の點では印度人に及ばなかつたのである。

金物商は華僑によつて創設された。全國に彼等は約百軒の店を有して居た。金物の大半が歐洲製のものであつたゝめ、第二次大戰の勃發後は此の金物の物價が暴騰するに至り、華僑はために大なる利益を得て居る。

（三）料理店、茶店

何れも華僑が獨占的に經營して居る。海南人、廣東人、福建人の經營者が多數を占めた。

（四）其の他

保險業、爲替業、稅捐請負業等に從事する華僑は壓倒的に多數であつた。

二、鑛業と工業

鑛業について見ることゝする。緬甸の鑛產物としては、華僑關係のものを擧げれば玉石、錫、鐵の三種を大宗とする。錫、鐵は下緬甸のマグイ及びタボイ一帶に產したが支那人は英國籍を有しない限り採掘權がないので、英國籍を取得する華僑が多數に上つた。（福建、廣東兩省出身者が多數、英國籍を有して居た。）

工業の方はいかがであらうか。

（一）精米業

ラングーンを始め、モールメン、バセイン、アキヤブ等に精米工場が多いが、大規模經營のものは英人、日本人等に委ねられて來たもの、、小規模のそれは大半が華僑の經營に屬した。

（二）其の他

牛皮業、製材業、落花生油業のほか、製靴、鍛冶屋、印刷、木桶、裁縫等手工業がその內容をなすが、大部分は華僑の獨占に委ねられて居る。（尤も製材、落花生油業は小資本のものが主であつて、大資本のものは他國人の經營に屬するものが主であつた。油業の方は印度人と共の勢力が相半ばして居た樣である。）

第二節　濠洲華僑と經濟

濠洲に於ける華僑は其の數が極めて少い。加ふるに一旦歸國すれば、移民法に依つて、再入國が殆ど不可能である。それでは近年どの位の華僑が居住して居たかと云ふに、左表の如くである。

種別	雜種	純血華僑
明治八年	不明	三八、五三三
明治一八年	不明	三五、八二一
明治一九年	三、〇九〇	二九、六二七
明治一九年	三、〇一九	二二、七五三
明治一九年	不明	一七、一五七
明治一九年	不明	一五、五〇〇
明治一九年	不明	一二、五〇〇

華僑の多くは商業に從事した居るが、特にシドニーに多く、ウイン・サン及びウイン・オンの兩商店をはじめとして十數のものがある。ウイン・サン社は五十年の歷史を有する。一般商業、輸出入業、問屋業にたづさはつて居り、資本金四萬磅となつてゐた。ところが一九二六年末に公社組織に改められ、公稱資本金は一萬二千磅、日用品及び各種商品の卸小賣業を營むに至つた。ウイン・オン社は一九三〇年農產物、果實等の取引を目的に五萬磅の資本金で經營されたものである。

第三節　其の他

ニューギニヤ、ニューヘブライズ、フイジイ、ギルバート、ソロモン、ウエスタンサモア、ナウル等島嶼に於ける華僑について一言述べて置く。

（一）ニューギニヤ

こゝでは一八八九年頃、ニューギニヤ會社の農園勞働者として華僑は移住した。近年は一千六百人のアジア人が居住すると云はれて居るが、その大部分が華僑である。多くは熟練工又は小商人であつた。

（二）ニューヘブライズ

一九三七年に於ける外來人種別人口は左の如くである。

東京人	一、八七八
フランス人	七二三
英吉利人	二二六
アジア人	一五一
其の他	四八
計	三、〇二六

即ちアジア人は一五一人であるが、その大部分は華僑であつた。多くは自由勞働者又は職工

階級である。

（三）フイジイ

一九三六年には華僑數が一千七百五十一人であつた。その職業別人口は左の如くである。

農業及漁業	二九八
機關工業	二〇三
自由職業及商業	五三八
計	一、〇三九

（四）ギルバート及びエリス

この地に於ける最重要産物は、英國燐鑛委員によつて採掘されて居た石灰燐鑛であるが、一九三六年の輸出總額は三十二萬四千噸、三十二萬六千磅に上つた。華僑は此の鑛山で苦力或は職工として專ら勞務に從事して居た。

一九三六年に於ける各種類雇傭平均數は左の如くである。

	人員
歐人	六七
華僑職工	七六
華僑苦力	六〇〇

	人員
ギルバート民	六二二
バンバン人	九〇

(五) ソロモン

こゝでは華僑は極めて少數である。近年における各種類の職業別人口は左の如くである。

	歐人	華僑	原住
政府雇傭	一一〇	三	二七〇
農業		一〇	五、三〇三
製材場	一八	—	—
家內勞働	—	—	三二五

(六) ウエスタンサモア

一九二六年度及び一九三六年度の在住種族別人口左の如くである。

	一九二六年	一九三六年
歐人及歐系サモア人	二、一七〇	三、二七〇
サモア民	三六、八八〇	五二、二六六
華僑	八六二	五〇二
契約勞働者その他	六二	二〇
メラネシヤ人及ポリネシヤ人	一五五	八三
計	四〇、二二九	五五、九四六

(七) ナウル島

一九二一年四月二十四日現在の總人口二千百六十六人中、華僑人口は五百九十七人であつた。彼等は契約移民として主に燐鑛の採掘に從事して居た。なほ一九三八年四月一日現在の華僑人口は一千五百三十三人であつた。

第三編　華僑對策

第一章　南洋各地政府の華僑對策

第一節　泰　國

泰國と支那との關係は從來極めて密接で、歷史上にも暹羅國王は自身屢々支那に赴いたほどであるが、泰人種もまた古代支那民族が南下し原住民と混血したものである。故に支那人の泰國に移住する者が引續き多數に上つたが、同國では出生地主義を採つたので之等華僑の子孫は泰人と見做されて居る。從來は全く、何等の華僑對策を設けなかつた。のみならず、文明人である華僑を尊敬し、これが入國を奬勵したのである。

然るに近年に至つて、國家主義の建前から華僑に對する種々の制限を行ひ、取締を强化するに至つた。その主なものを左に示す。

一、入國制限策及び同化政策

從來全く自由であつた泰國の華僑は、一九二七年七月制定の入國法の適用を受けることとなつた。（此の入國制限法は同年十二月一日より實施されたのである。）これが骨子は、泰國に入國する外國人は泰國政府の承認する外國政府發行の旅券又は國籍證明書の所持者たるを要することとして居るのであつて、要するに華僑の入國制限を圖つたものに外ならない。同法は從來政府の改正を經たのであるが、當初に於いては、身柄證明書手數料は七バートであつたものが、一九三八年十月十三日公布の現行法に依ると居住證明手數料として二百バートを徵收することとなつたのである。

なほ右の法律中には、泰國內務部長に支那移民の携帶金及び每年の入國者數に關する特別の規定を設ける權限を附與する旨規定されて居るので、最近では相當嚴重な制限が行はれて居り不逞支那人を驅逐しつゝあつた。

また、支那人學校には凡て泰語を課し、且教師も泰語を解讀することを義務として居た。而して每年一回教育部の試驗を行ひ、不合格者には教師の資格を取消した。これ等は一例であるが、泰は又民族主義的精神を鼓吹する建前から、またヨリ一層政治的・政策的な立場から、學校の閉鎖や新聞の發行の禁止をも斷行するに至つた。（なほ、右の教育對策は一九三七年五月

三日の私立學校法に依るものである。思想取締は近年一層嚴重の度を加へた。刑法並びに出版法はまた逐次嚴格の度を加へるに至つたが、一九二八年以降は警察の改組、充實をも併せ斷行するに至つた。）

三民主義の宣傳は、一九三三年七月以後は禁止された。また一九三八年八月中旬には、排日運動を煽動した國立學校支那人教師三十餘名が馘首されて居る。また一九三九年十二月現在では漸く華客新聞は一紙を算へ得たのみで、他はことごとく廢刊或は無期停止の處分に附されたのである。

大東亞戰爭勃發後の情況は、未だ詳細を缺いて居るが、ピブン首相獨裁の下に、泰は擧げて戰爭遂行のため、一切の努力を盡しつゝあるので、華僑に對する取締は更に嚴重を極め、反動的な劃策の餘地を殘して居ないと報告された。

二、國籍法

在泰華僑は從來に於いては同化主義に順應して居た。然るに支那革命前後より、華僑、特に新客間に民族意識が萌芽するに至つて、種々の不都合を生じたので、泰國では國籍法制定の必要を認め、一九一三年四月十日國籍法を制定、泰國に出生した華僑は其の兩親がともに支那人であつても、泰國政府の同意を得て支那に歸化しない限りは泰國々民とした。またその出生地が泰國であると、支那であると、或は兩餘の地であるとに拘らず、その僑生の子孫はまた泰國々民としたのである。即ち、泰國々籍法は嚴密には血統主義と出生地主義とを併用したわけである。（然し支那の國籍法は專ら血統主義を採用して居るから、多數の僑生間には二重國籍者が存在するわけである。）

第二節　馬　來

英國政府の最初の馬來華僑に對する態度は極めて寬大なものであつた。當時の蘭印や、佛印等の如くに制限を設けないで、極端な自由貿易主義を採用、產業開發については以前より不拔の勢力を扶植した華僑の力にまつところ大なるものがあることを認め、彼等の入國を奬勵した。加ふるに彼等の風俗習慣を尊重し、民生に投合し、秘密結社に對してさへ放任態度を以て臨んだほどである。

一方支那の契約苦力その他の取締保護についてはどうであつたかと云ふに、——一八七七年三月二十三日に議會を通過し、一八八〇年に確立をみたところの華民保護局を設置したが、一

八七七年五月にはピッカリングをシンガポール初代保護局長とし、カルをピナン副局長に任命して居る。同局は漸次事務を擴張、一九〇三年には華民政務局となつた。

支那人評議會は、一八九〇年初頭に設けられた。右政務局の他に官廳當局と居留民華僑との意思の疏業を計ることを目的としたものであつた。

一、入國制限策

馬來政府の支那移民の入國奬勵策に拍車されて、年々馬來への入國支那人は多數に上つたが第一次世界大戰以降の經濟的不況に依つてゴム、錫等、馬來主産物の市價が崩落し、經濟界には倒産者が續出、失業華僑もまた多數に上つた。而してその結果は治安上、社會上、大いに憂慮すべきものあるに至つたので、植民地政府は一九二八年、はじめて移民制限令を出し、一般支那人の入國數を一ケ月五千人に限定することとし、一九〇三年八月一日よりこれを實施した。然しその後は漸減され、一九三八年四月一日よりは男子一ケ月五百人に限定、また同年五月一日よりは從來に於いて制限のなかつた女子にも、また同數の制限を設けた。

二、居住制限策

植民地政府は、前記移民の入國制限の外に、世界不況に伴ふ外國人の入國及び居住管理の必要を痛感、一九三三年三月一日、外籍人登錄法を公布して取締を强化した。（同法は外籍人を一律に取扱ふが、其の主たる目的は華僑の南進防遏と云ふ點にあつたこと勿論である。）

支那事變下に於いては、屢々治安取締のコムミユニケを發して不逞華僑を追放したり、秘密結社の解散を命じたり等して居たが、日獨伊三國同盟の締結以後は、此の點は全く自由となつた。

三、國籍上の對策

一九一四年制定の「英國籍及外國籍民の地位條例」の規定、——出生地主義であるが二重國籍を回避するため、選擇權を認めて、例へば支那人が英領植民地に出生したとき、父母が支那人であれば、支那の國籍法で當然支那人と看做され、從つて中華民國の國籍を取得するが、英國の國籍法では、その出生地が英國領土であるから、同時に英人と見做され、英國々籍法を取得する。これがために英國は以上の衝突を免れしめんがため出生地主義に對し特例を設け、未成年者にして出生地によつて英國々籍を取得すると同時に、本國々籍を保有するものあるときは、滿二十一歳に至るとき、若し行爲能力を缺如して居ないときは離籍の聲明をなし、その本國國籍に復し得る。——を摘要して居た。

四、華僑の家族法

これは婚姻、相續に大別される。

(一) 婚姻

一九二六年、馬來政府は委員會を組織して華僑の婚姻問題を研究せしめた結果、自由登錄制（新舊兩樣の結婚制を含む）を建議した。これに依ると新式結婚が登錄を許可されたときは必ず左記の條件を具備することを要することとした。即ち、

1、婚姻の當事者は禁止親等外のものたること。
2、自身にて結婚を希望し得ること。
3、父母或は尊族の許可を受けること。
4、婚姻當事者は結婚當時に於いて他に結婚の義務なきこと。
5、婚姻當事者は姓名及び結婚の希望ある旨發表すること。
6、婚姻當事者の父母の名を記し、その許可を得ること。

等であつた。而して一方、舊式結婚の登錄が許可されたときは、左の條件を具備しなければならないこととした。即ち、

1、婚姻當事者は姓名及び結婚の希望ある旨發表すること。
2、婚姻當事者の父母の名を記し、その許可を得ること。
3、媒酌人の姓名及び其の住所を記載すること。
4、結婚の日及び場所を記すこと。
5、婚姻の當事者は他に結婚の義務なきこと。

等である。

(二) 相續

馬來華僑の相續問題は一八四三年、ウイリアム・ノリスがマラッカに於いて判決したのによると、支那人が死亡せる際、特に遺言なき場合は其の財産は養子又はその娘に對し、平等に分配されることとした。植民地では、由來支那の慣例を尊重して、一夫多妻制を認めて來て居り、また支那人が無遺言にて死亡するときは、妾も妻と同じく財産を繼承し得ることとして居たのである。

日本の占領下にある馬來では、着々復舊工作がすべての部門に於いて進展しつゝある。それは物、心兩面に互つてであることは云ふまでもなからう。また戰禍を避けて居たと云はれる相當多數の馬來華僑も着々自らの本據に復歸して居ると傳へられるが、日本の華僑對策に付いては後章で檢討するであらう。

第三節　東印度（舊蘭印）

蘭印政府の華僑對策は、これを次の如く大別され得る。即ち、

1、支那移民の奬勵時代
2、華僑彈壓時代
3、華僑待遇緩和時代

當初即ち東印度會社の統治時代以後は、馬來の場合同様、支那移民を招致して資源を開發した關係から、華僑に對しては自由放任、或は積極的保護を加へて居る。然るに、華僑の數が增加するに從つて、また華僑の惹起した罪禍等に鑑み、自治權の制限、裁判權の剝奪、內地雜居の禁止、重稅等々の壓迫を加へるに至つた。然るに二十世紀に入ると、東印度の產業開發上、華僑苦力の需要が强大したので、また〳〵支那移民を增加する方針を採用するに至つたが、支那革命に伴ふ華僑の民族意識の自覺にも鑑みるところあり、同政府の華僑對策は漸次華僑の地位の向上を認める方向に向ひ、白人に對する待遇にこれを接近せしめるに至つたのである。

即ち、其の政治的地位は近年に於いては大いに向上せられ、（一）一九〇四年及び一九一〇年

には旅券制度が寬大となり、（二）一九〇七年には歸化法が發布せられて、歐人と同待遇を受けるに至つたが、（三）一九〇八年には控訴中のものは警察裁判所の判決執行を停止する規定が公布され、（四）原住民學校に華僑の子弟も入學し得るに至り、（五）一九〇八年には蘭支學校が開設され、（六）同校は一九〇九年に華僑私立學校として政府の補助を受けるに至つた、（七）一方、一九一四年には警察裁判が廢止され、（八）一九一九年には親族法上若干の例外を除けば、歐洲的な法律の全體系を華僑にも適用することゝなつたわけである。

一、國籍法

一九〇七年公布の同化法によつて、華僑は一種の歸化手續を完了すれば、歐人同様の待遇を受けることが出來る樣になつたが、これが條件としては、（一）和蘭語の知識、（二）一定額の財產　（三）兵役の義務、（四）財產相續の均等分配等を要することゝなつた。然し、此の條件は相等に苛酷なものであつたから、實績は上らなかつた樣である。即ち一九二〇年のセンサスに依ると和蘭國籍の取得者は、僅かに五百二十八人に過ぎぬ微々たるものであつたのである。

大多數の華僑は、却つて支那本國に依賴するの態度を示して居たわけである。これがため政府當局は、待遇問題にはふれることなく、一九〇八年に在住華僑をして、强制的に和蘭の國籍

に編入し、支那との關係の斷絶を圖つたのである。

一九一〇年には、東印度政府條例に依り、和蘭市民と外國人との區別を撤廢し、かはつて市民と臣民との區別を設けるに至つた。この法令は、出生地主義の原則に依るもので、東印度に居住する兩親の出生兒は假に和蘭市民でなくとも和蘭臣民であるとするものであつた。從つて往々にして、二重國籍者を生じたのである。

支那が國民黨政府の治下に入つてから、蘭印政府と支那の現地當局者との間に、華僑の登錄問題につき折衝が重ねられた。然し蘭印政府は各地の知事に通牒を發し、和蘭臣民たる支那人には、支那領事に依る登錄を禁止するものである旨を命令して居る。

二　法律上の地位の改正

最近では、蘭印では最早法律上に於いて各種人民間の差別は存在しない筈であつた。然し實際上に於いては歐人、原住民若しくは東洋外國人に適用された各種の規定中には、なほ若干の差別が存在したのである。

一八四八年公布の東印度條例では、東洋外國人は、原住民と同一の取扱を受けたが、華僑は安寧秩序を害せざる限りに於いては、彼等自身の慣習に從ひ得ることゝなつて居た。

一九五五年の東印度政府條例では、歐人に有效な商法、民法は爪哇、マヅラのすべての東洋外國人にも通用することを宣言して居る。然し相續法、親族法は支那人の慣習が有效とされた。

一九一九年には歐人私法の殆どすべては、そのまゝ華僑に適用された。（但し、此の場合歐人にはないところの養子等の特別規定が考慮されて居る。）

租稅法、刑法、私法等の大部分はその後、各人種間の區別が撤廢された。然し華僑の慣習法は相變らず獨自の發達を遂げて來たのである。これは後に檢討するが、華僑の慣習法は、まことに鞏固たるものであつたわけである。

三、勞働法、入國法

一九一六年公布にかゝる蘭印の入國法は、一九一八年四月一日より實施され、蘭印潰滅にまで及んだが、その間數次の追補改正が行はれて居る。

なほ此の入國法のほかに、原住民と同一の取扱を受けるところの勞働者の入國に關する特別規定が發布され（一九一七年十一月）、また外國人勞働條例も公布（一九三七年十二月）された。なほ同條例の第三條第六項及び第八條施行のための政府令、並びに一九三八年三月一日公

布の一定地方の支那人に對し、外國人勤勞條例の適用免除に關する總督決定等があつた。

右入國令に依り入國を許可される外國人總數は一萬二千人に限定、これを十五團體に分ち、一團體を八百人としたが、或る團體の移民が不足する場合には、其の不足分だけ割當超過の他の團體の移民に追加することが出來ることゝした。此の制度は一九三九年に至るまで變らなかつた。然し一九四〇年四月には同年一月遡日より一萬二千人を一萬人にまで減少せしめた。但し一團體の八百人は不變であつた。

その改正理由如何と云ふに、華僑以外の殆ど大部分の團體の來國數は、割當に達して居なかつたので、結局、支那人の入國に制限を設ける意圖から出たものであつたのである。

それでは、華僑移民の總數の內大多數を占めるところの苦力の入國は如何であつたかと云ふに、これは前述法令中の原住民と同一取扱を受ける勞働者の入國に關する特殊規定に依らしめた。

外領に於いては如何であつたか、——華僑苦力に對しては、原住民苦力に對するのと同じく、苦力條例、苦力募集令が適用された。蘭印に於ける最初の苦力條例は、一八八〇年の制定に依るスマトラ東海岸苦力條例であつたが、その後各州に夫々獨立の苦力條例が制定されるに至つ

た。然し一九三一年に至ると、此等の各條例は撤廢されたと同時に、外領全體に亙つて、一律の適用をみるところの外領苦力條例が制定されたのである。この條例は五ケ年毎に改正されることになつて居り、これに基いて一九三六年十月十日には新苦力條例が公布せられた。（此の新條例に依ると、刑罰規定を伴ふから、一種の强制勞働と看做されるので非難されたものである。）

第四節　佛　印

佛印に於いても、當初は土地の開發又は物資の補給等の必要上から、支那人移民の入國が歡迎された。然し十九世紀の末葉に至ると、漸く各地に制限法を實施するに至つたのである。

最近に於ける佛印の經濟開發は消極的なものに過ぎなかつたから、華僑移民の利用度も大なるものではなく、制限されたまゝとなつて居た。これがため「アジア外國人規定」を設けて華僑の取締に當て、各行政區劃內の華僑をそれ〳〵潮州、廣東、福建、客家、海南の出身別に幫なる團體を設け、これが代表者である幫員の身分の保證、納稅その他につき責任を負はせて居たのである。

一、國籍法

最初の國籍法は一九〇九年の制定にかゝるが、これは嚴重な血統主義を採用したものであつた。一九一四年及び一九二九年の二回に互る改正法もまた同樣なものであつた。然るに佛國々籍法も、十八世紀以降、血統主義を原則とするに至つたから、佛印に渡來する華僑及び佛印在住華僑父母間の子については、これは問題なものである。

一九三三年八月二十四日大統領令第二條には「佛印出産の子は嫡出と否とを問はずして父母共に本地人なるとき、その一が外國人にして他が本地人なると又は同化アジア人なると、またはその一が同化アジア人にして、他が本地人なるとを問はず、出世地の區別により、人民又は保護民となる、但し外國公館人員の場合は例外とす」と規定して居る。

佛印在住華僑の歸化は、佛印國籍法上の手續を履み、一定の要件を充せば他の外國人の場合同樣、佛國に籍が得られる。（佛印に出生した支那人の生んだ子は場處に從つて佛國の人民又は保護民となることであるから、こゝに二重國籍を可能ならしめて居る。）

二、相續法

當初は支那人は不動産の所有權に關し、特惠的な地位を認められて居た。他の外國人よりは

はるかに優越した地位に在つたわけである。然し最近では大體に於いて、一般佛人の場合と大差ない待遇を行ひ、たゞ特定の場合にのみ限り、彼等の慣習法を認めて居るのである。

三、人頭稅

一九二六年における佛印の人頭稅は最高額百五十元から百二十元以下八元までゞあり、六十五歳以上の老人、十歳未滿の兒童、又は女子も免稅の恩惠に浴さないことゝなつて居た。然るに一九三五年にはカムボヂヤ、交趾支那に於けるアジア外國人に對する人頭稅は、爾今特權的な地位を享有する外國人の對人稅と改稱すべきことを定め、一九三五年十二月六日の安南理事長の命令、同十二月七日の東京理事長官の命令も同趣旨を規定するに至つた。然し稅率は依然として高いのであつて、此の問題は今後のものとして其の解決が殘されて居るのである。（人頭稅に關する佛印華僑の不滿は大きい。）

第五節　比律賓

十六世紀末葉、西班牙が比島に統治權を確立した當初は、支那人の移住を保護したのみならず、支那人の比律賓に於ける貿易に對しても多大の便宜を與へたのであつた。その一例として

マニラに支那人貿易商館を設けたことが擧げられるであらう。然るにその後は外國人も強加し加ふるに比律賓の經濟が漸次華僑の手に掌握せられるに至つたので、西班牙人との間に鬪爭が起り、遂に一六〇三年と一六三九年の二回に亙る華僑の大殺害事件が惹起された。

一八九八年には米西戰爭が起り、その結果は比律賓全土が米領となつた。而して華僑に對する態度はこゝに幾分の緩和を見たのである。然し、支那人の移住に對する制限は一層嚴重化した。ことに、比島人の排華運動は注目すべきである。米當局及び政府は、有力人士等混血兒の排華工作に演ずる役割の大なるを傍觀しつゝあつた。

一、入國制限法

米國は一九〇二年、支那人勞働者の入國禁止令を公布、教員、學生、商人及び遊歷者のほかは一切入國を禁止した。一九三八年には支那事變下に於いて華僑の入國を取締るため、同年十一月に移民法を改正身元保證金の引上げを行つて居る。

一九四〇年五月二日に、比島國民議會を通過した新移民制限法案は、同年同月二十八日大統領の署名を了したが、同法によると外國人移民は一律に五百名を越え得ざることゝして居る。勿論これに依つて打擊を蒙つたものは支那人と日本人であつた。（支那人は過去十箇年間の平

均入國者數三千五百人、日本人は二千百六十三人であつたからである。）

比島には移民ブローカーがあつて、入國希望者に對しては、これを商人に仕立てたり、或は又支那に於ける戸籍の不正確を利用して親子や血統關係にして入國させて居たのであるから、このブローカー業は同年三月以降禁止された樣に、比島としては國家主義的な建前から、前記移民法の改正を斷行したのであつた。

二、營業の制限

次の如き營業制限が華僑に適用されて居たのである。（一）汽船會社條例によつて華僑の航業を制限し、（二）衞生上の取締を嚴にして華僑の營業を拘束し、（三）禁米に關する條例を發布して米價の制限を行ひ、華僑の利益を制限した、等々がそれであつた。

三、國籍法

米國の國籍法は出生地主義をとつて居る。支那人の米國で生れるものは米國國籍を取得するが、一八八二年に至ると支那人が歸化して米國々籍を取得することを禁止した。その後支那人は假令支那政府の離籍證明書があつてもまた歸化して米國人たり得なくなつたのである。

然し米國々外で出生した華僑の子女で、その父が若し子女出生のときに米國の國籍を取得し

たときには　一八五五年及び一八七八年の修正法案に從つて米國人となり、米國の國籍を取得することが出來る。但し、若し其の父が未だ米國に居住したことのない場合には此の限りではないとし

比律賓では歸化法によつて、出生地主義で支那人は比律賓の國籍を取得すべき筈であるが、反對の解釋もあり、一八九九年四月十四日以後比律賓に生れた支那人は、歸化して比律賓人となることは出來ないことゝなつて居た。それは支那人以外の東洋外國人の場合にも同樣適用されたのである。なほ比律賓の歸化法は、一九三九年初頃より修正意見が出で、一九四〇年に改正された新歸化法によると、各國民共に比律賓に居住したものには歸化權を與へることゝなつて居た。

四、婚姻法

比律賓の普通法律の適用を受けるが、その主要な規定は、婚姻に何等の形式をも必要としない。結婚する者は、證人が當事者双方に對し、夫婦となるの意思表示をすれば足りたのであるが、重婚でないことを要件とした。これは兩頭家の制度に直接に影響するものであつた。

註　兩頭家とは支那人で母國に妻を有する者が、移住地に於いても、現地の土婦と結婚して居るもの

を言ふ。

第六節　東印度（舊英領）

一、サラワク

サラワクでは從來、支那人男子に對する入國取締は嚴重であつた。一九三六年初には、シンガポール官憲の報告によると、支那人より多數の僞造した海峽植民地經由サラワク渡航證明書が示されたことがあつた。

サラワクでは獨身男子の入國に不斷に制限を加へたので、妻帶者の入國者を增加したと共に一方結婚年齡期に達した婦人の入國をも防止することに力めた。入國した不幸な少女の保護は結婚年齡に至るまで敎會が保護を加へて居たのである。

サラワクは、從來より原住民に對する保護政策を傳統として居た。加ふるに同地の政府は華僑壓迫の方針を嚴にしたので、經濟上においてはともかく、爾餘の方面でも困難な問題や事件の發生をみることがなかつたのである。

二、北ボルネオ

一七七三年、英國東印度會社ははじめて北ボルネオの東北岸を占領したが、その後ウオルター・メツドハースト指導のもとに支那移民を募集海峽植民地土生華僑が群集するに至つた。かくの如き狀態となると、從來に於いて極力奬勵保護を加へた華僑移民への冷遇がはじまる。然し、北ボルネオは油田と農業栽培を主とする地域であるため、また依然として勞働力の不足をつげて居たことのために、或は農具を備付け、或は子弟のために學校を設立する等、他の諸地域よりは優遇して居た。

然し、入國手數料は從來香幣十弗のものが、一九三九年には七十弗に引上げられたのである。

三、ブルネイ

外國人（サルタン治下の人民及び英人以外のもの）は入國の際に登錄を要し、且つ住居の變更及び出國の屆出を要する。また勞働者階級の者は、一般に必要ある場合は、歸還旅費のため保證人を提供する義務を負つて居る。外國移民は云ふまでもなく入國の際に旅券又は同類似の證明書を要求された。

移民の數に關する制限はなかつたが、然し支那よりの移民はシンガポール經由にて入國する必要があり、從つて移民は同地で移民法に因る割當制度の中に算入された。（サンダカン經由の移民はすでに禁止されて居たので、シンガポールよりの移民のみであつたが、彼等はブルネイに入國前に海峽植民地への入國許可證、又は上陸證明書を提出しなければならぬとされて居た。）

結　語

以上に於いて、從來、或は現在に於ける南洋各政府の採つた華僑對策を見て來たわけであるが、それには一つの共通點がある。一言に盡すならば、それは從來の寬容な態度より制限取締へ、而して更に壓迫へと變化したことである。然らば、それは如何なる原因から來て居るかと云ふに、卽ち、華僑が漸次に、或は急速に、植民地政府にとつて利用價値を失ふと同時に、却つて其の經濟勢力の增大が、植民地の拓殖政策を擊肘するに至つたためである。

卽ち、植民地開拓の初期に於いては、歐人資本主義は、勞賃の安い支那人に目をつけ、これを保護すると共に、つとめて快適な條件を彼等に與へて其の移住を求めた。然るに、華僑の經濟勢力は增大した。かくなると、次にはその壓迫策乃至抑制策へと轉化したのである。加ふるに原住民と華僑との對立關係も、漸く激化する傾向を露呈するに至つたので、白人支配者たち

は、遂に華僑彈壓へと矛を轉じたわけであつた。大東亞戰爭は、此の様な段階に於いて、突發的發生を見たのである。

第二章　日本の華僑對策

第一節　概　說

大東亞共榮圈の確立に對する華僑對策の重要性については、冒頭に於いて述べたところであるが、それでは日本の華僑對策は、如何なる方法をとるであらうか。

勿論、これに對する具體策は未だ殆ど發表されるには至つて居ないのであるし、また今日、この問題の全部を解決することは不可能なる事柄に屬するのである。地域に依つてその具體性は異にして居るが、南方占領地域では軍政を中心に、目下建設が進行の緒についたばかりであつて、また華僑の動向も、既に述べた様に、その現在の全貌が明かにせられるには至つて居ないのである。併し乍ら、此の問題の解決は、前にもふれた様に急速に行はれねばならぬ性格の上に立つて居る。

政府當局は、第七十九議會の答辯以來、折にふれて華僑の動向を明かにすると同時に、其の對策に關する基本方針を、斷片的にではあるが、漸次明かにしつゝある。そこで、先づこれが概貌を見て置くこととする。

一、大東亞共榮圈の理想に共鳴し、これが建設に協力せんとする華僑の協力を期待するものであること。

一、かゝるものに對しては、支障なき限りは漸次、其の從前に於ける活動を許容して行くものであること。

一、但し目下のところでは、戰鬪直後の非常事態を含む南方に於いて、一切の直接間接の指導は、日本軍當局が當るのを原則とするのであるから、華僑の活動が決定的な制限を受けるもまたやむをえざるものであること。

一、建設に對する多大の勞働力の需要は現地在住者の勞働力にまつものである以上、華僑苦力への期待が大であること。

一、特に鐵道工事、道路工事等に當つては、華僑苦力が極度に重視されるであらうこと。

一、農業、鑛業、交通運輸業等々方面に置いてはもとより、商業部門に於いても、華僑を指

導して極力摩擦を回避する方針であること。

一、但し、金融方面に於いては、日本當局が全面的具體的に指導に當り、私益第一主義的な華僑從前の金融活動は排除さるべきであること、而して商業に於いても同樣である。

一、然し、公益優先的な見地に立てば、彼等の金融上の活動は、原則として許容されるであらうこと、而して商業に於いても同樣である。

等々がそれである。勿論、以上は日本當局の漸定策であつて、それは情勢の變化に依つてその具體的な相貌を變化させることもまたあり得る筈のものであることは、勿論、更めて云ふまでもないであらう。

第二節　大東亞戰爭以前の狀態

先づ、大東亞戰爭以前に於ける日本の南洋華僑との關係を檢討して見る必要がある。それは專ら貿易の面に於けるものであるが、具體的には、彼等の日華排斥と云ふ運動を緯とした關係であると云つてよく、それは主として政治的・イデオロギー的な意圖から出たものではあつた。

（南方各地の商業網を華僑が獨占して居たこと、及び、從つて第三國の對南洋貿易は、實は對華僑貿易であつたことについては前述の如くであるが、日本と南洋との貿易もまた此の例に漏れない。）

南洋華僑の排日貨運動としては次の如きものが擧げられる。（一）辰丸事件に關するもの、（二）二十一ケ條問題に關するもの、（三）山東問題に關するもの、（四）一九二五年の排英・日運動に關するもの（五）濟南事變に關するもの、（六）滿洲及び上海事變に關するもの、（七）支那事變に關するものとなる。

以上に關する說明は省略するが、これが特徵としては、次の如きものが擧げられるのである。

1、排日貨運動の動機であるところの事件と、南洋華僑の鄕土との關係が密接であるほど運動が强烈であつたこと。

2、南洋華僑の運動振りは、つねに專門的な指導者の南洋入りをまつて、はじめて運動が熾烈化して居る場合が多いが、これが原因としては、指導者の一般的な統制に待つと云ふよりは寧ろ指導者等が組織するところの反則者處罰團體の橫行が、運動そのものを統率して行つた

ものであつたこと。

3、運動の效果は、地域によつてまち〳〵であつたが、要するに華僑の政治的・經濟的な勢力が大である地域ほど熾烈であつたこと。

4、現地市場に於ける日本商社、商人の地位が强大でない地域ほど、その影響が甚大であつたこと。

等であると云ふことが出來るのである。然し、日本としては、彼等の排日貨運動が熾烈であつたからと云つて、此の運動に正比例的に、つねに貿易上の損失を蒙つて來たとは限らなかつたのである。何故であるかと云ふに、邦品の南洋に於ける地位は、既に檢討して來た樣に極めて大きく、それは邦品が安價であると云ふ點から結果付けられたものであつたため、排日貨運動が熾烈化すると、華商に代つて歐米人商人が日貨の輸入を行つて、彼等の地位に取つて代らんとする氣配を見せた場合が普通であつたことに依つて充分說明されて居る。然し、支那事變に依るボイコットに至つては、米、英、蘭等と彼等の主旨が原則的一致を見たゝめ、その影響は甚大であつた。

南洋華僑が甚大な損害を考慮することなしに、敢へて對日經濟絶交の手段に出て、もつて蔣

政權を援助したことは周知の事實である。然し、それは一部に於いて宣傳せられた樣に、彼等の民族精神の固定から出發したものであつたと云ふことは出來ない樣に考へられる。長年に亙つて何等の國家支援を與へられなかつた彼等は、自身の國際的地位の昂揚と、在留國に於ける國家主義的な政府に對する本國政府の保護とを要望したゝめと、傳統とされる鄉土愛の精神が凝結したこととの結果であつたと見ることは果して誤りであるかどうか。——

然らば日本の、これに對する對策は如何であつたかと云ふに、南洋地域に何等の政治力を有して居ない當然の結果として、殆ど全く對策が立たなかつたのである。貿易上の技術（主として投賣的な價格の引下げ）を以て對抗する以外に、テはなかつたわけである。

第三節　大東亞戰爭下に於ける對策

勿論、具體的にまとまつた對策が斷行される情勢までには至つて居ない。然し、占領地は云ふまでもなく、泰、佛印等友交諸國とも協力して、抗日分子の一掃と、新國民政府下の華僑保護に任じて居ることは云ふまでもない。

新聞の傳へるところによると、數百萬と稱せられた華僑の避難民も、戰鬪の終焉と共に漸次

南洋に歸りつゝあることが報告されて居る。

然し、それはともかくとして、對南洋華僑策として目下各方面で考へられて居るものを左に擧げることゝする。卽ち、

原則として、華僑の經濟的勢力は庇護、活用すべきであるが、然し自らそれには條件と限度がある。卽ち、其の條件は、これはもう云はずもがなであるが、大東亞共榮圈の建設に協力するものでなければならぬことであり、また活用するにしても、現地經濟の圓滿な發達を阻害するのではなく、これを拍車づける樣な方向に向つてなさるべきであることがそれである。而してこれを具體的に示すと、

1、泰及び比島に於ける華僑は、現地の原住民との對立が激化されて居た。その商業をはじめとして、殆どすべての分野に侵入して居た華僑は、その强大な經濟勢力に依つて現地の國民經濟を壟斷し、往々これがため圓滑な經濟の運行と發達との障壁をなして居たと云へる。かゝる方面では、根本策として、現地原住民族の活動の餘地を與へると共に、華僑の限界を越えての活動を、漸次他へ牽制するが如き方策を以て臨まねばならぬであらうことは云ふまでもない。

2、馬來その他では（これは全地域を通じて云はれることであるが）、華僑の小金融業者の現住民農民搾取が顯著であつた。かゝる方面を早急に解決することは、現地民衆統治策上からも當面の對策であると見做すことが可能であらう。併し乍ら、原住民よりも、華僑の方が、ヨリ厄介な存在であることは云ふまでもないところである。從つて、かゝる農民搾取の問題は、當面の對策としては、不適當であると云ふ考へ方も行はれて居る樣である。然し、現地に於ける軍票を以てする工作に依つて、かゝる面の解決は果してそれ程困難なことに屬するかどうか、……この點は尙檢討の餘地があらう。

3、華僑の勞働力は大いにこれを重視する必要がある。建設工事に當つて、また資源の開發に當つて、彼等の勞働力に依存するところは大きいと云はねばならぬ。特に低度の技術を要する方面では、華僑を無視することは不可能であるかも知れない。

從つて、華僑苦力に對する優遇の道は是非とも講ぜられねばならぬ筈である。但し、華僑苦力の優遇策、入國制限令の緩和策乃至は撤廢策にしても、前述の樣に、原住民の經濟活動との振合についても考慮しなければならぬし、また現地の食糧關係への考慮も不可避であるから、この限度の問題は愼重なる檢討を要すること勿論である。

4、その他、土着資本の建設への吸引、現地經濟の摩擦なき運行等々の點からも、充分な檢討を必要として居ると思はれる。但し、滿洲に於て行つた様な統制は、大いに再檢討されねばならぬであらう。要は活用と云ふ點にあるであらうから、彼等の經濟活動を可能な限り快適な條件に於いて滿すと云ふことについて不斷に考慮される必要があるのである。萎縮させる方向へ引つぱつて行くことは得策ではないし、またそれは不可能であるかも知れないからである。

對策にヨリ根本策と、ヨリ當面策とがあることは今更云ふまでもないところである。併し乍ら、對南洋華僑策は、少くとも現狀に於いては、假令拙速であつても、それは極めて緊急問題たるの性格を持つて居ることは疑ふ餘地がないところである。戰爭の段階に於いて、華僑が現地の國民經濟を代表して居る以上、このことは、大膽に結論し得られるであらうと思ふ。以上に述べて來た對策も、その殆どすべてが、此の當面策の範疇であるのは、これがために外ならない。而してヨリ根本策の解決に關しては、未だ多くの解決すべき問題を藏して居る以上、早急なる結論は下し難いであらう。

ともあれ、日本の對南洋華僑工作は、此の瞬間に於いても現地諸地域に於いて進展しつゝあ

る。そして、局限して考へられる場合の支那事變の解決に對し、少からず貢獻しつゝあるであらう。

附

第一章　華僑の意義

華僑とは、云ふまでもなく、外國に移住した支那人のことである。其の字義を少しく述べると、華は中華の華、華人の華を指し、僑は僑居即ち一時的の寄寓者を指して居るが、然し、實際は海外に於ける一時的の居住者もすべて包含して居るのである。

然し、更にこゝで注意すべきことは、此の華僑のうちに、左の二種類のものが含まれて居ることである。即ち、

1、支那生れの支那人で外國に居住して居る者

2、外國で生れてそこに居住する支那人

の二種がそれである。而して前者を遷民又は新客と云ひ、後者を僑生又は老客、或は舊客と云ふのである。なほ、僑生のうちには左の二種のものが包まれて居る。即ち、

1、純支那人
2、混血兒

がそれである。なほまた其のうちには單純混血兒と複混血兒とがあるのは當然である。一方遷民のうちにも左の二種類のものがある。卽ち

1、居住地に比較的に同化せる者
2、然らざる者

なほ、僑生殊に混血種には、各地でそれぞれ特別な俗稱がある。その例を擧げると、蒼蘭印では「プラナカン（馬來語）」と呼び、土生外國人の意義を持つて居る。該地域の原住民と支那人その他の東洋外國人との混血種を指して居る。從つて普通に支那人と原住民との混血兒を特別に支那種プラナカンと云ひ、一方新客のことをチナ・トトクと呼んで居るのである。また該地域では土生の支那人のことをババ（峇々、哇々、媽々、嘩々）南京と云ひ、女を娘兒と云つて居る。これは馬來でも同樣である。

佛印では安南人婦女と支那人との混血兒をミン・ユオン、柬埔寨人婦女と支那人との混血兒をシノ・カンボジーンと呼んで居る。

泰では新客をチノ・ノークと云ふに對して、支那人の雜種をルク・チーンと言ふ。

比律賓では、原住民と外來人との混血種のことをメスチイソと云ふ。然し、主に支那人との間の混血兒を實際に指して居る。然し、特に支那人との雜種であることを明かにする場合には特にサングレイ・メスチイソと云ふのである。

然し吾々が普通に華僑と云ふ場合には、當然以上の混血種を含まないものと考へてよいのであるが、然し地方に依つては、華僑中に若干混血種を含めて居る場合がある。また泰の如きは純血支那人と雜種支那人との區別がなく、甚だしきは泰人と彼等との區別すら考へ難い場合があるのである。

次に、華僑の國籍關係からして南洋所在地の政府の多くのものは、同化政策上から本國の國籍法に據り、出生地主義を採用、其の土地生れの者、または混血兒を各々自國籍民として居る。從つて華僑人口として計上されて居るものは、その實際の數よりも尙著しく少數なのである。

然るに支那側では、從來より血統主義を採用、華僑はすべて支那の國民とした。これがため外國にて支那籍を離脫せるもの、或は支那の領土であつて後に外國領土或は租借地となつた地方の支那人をも、ともに華僑として扱つて居るのである。臺灣に例をとれば、支那側は臺灣在

住の支那種族をすべて華僑と看做して居た。

最後に注意すべきことは、華僑の二重國籍についてである。――これはもう既に明かなことであるが、華僑は在住地に於いて支那側が血統主義の國籍法を有するから、正式に支那の國籍にあり、然るに在住國が多くは出生地主義をとるから、在住國々民となるが如くである。

第二章　華僑小史

1、支那と南洋との交通が始まつたのは、恐らく漢時代のことであらう。史實に依ると、漢の使節が南洋諸地域に足跡を印するに至つたことを權輿とするが（漢書地理志）、華僑の南洋に移殖されるに至つたのが何時の頃のことであるかについて、なほ不明である。

2、晉の義熙十二年（四一六年）には法顯が、經を印度に求めるため錫蘭島より乘船したが難船し、スマトラ（と覺しき）に漂着、約五ケ月間滞在の後、漸く廣州にたどりつき、のち日數を經て山東方面に避難して居る。（佛國記による）

3、三世紀の中頃には、支那の商船は早くも廣州よりビナンに至つて居る。（アラビア人の

支那印度見聞錄による）

4、七世紀（唐代）に至ると、東西の交通が漸く拓けた。支那の稅關は泉州、杭州、廣東等に設けられ、貿易は飛躍的に發達して居る。

5、六七一年（唐の咸亨二年）には僧侶義氏が廣州を出發、二十五ケ年間に互つて南洋各方面に滞在、三十餘年を經て爪哇、スマトラ、馬來のケダー州その他に立寄り、パレンバンに四年間滞留して居る。

6、唐代には、南洋に對する航路が擴張されるに至り、南北朝――南宋の時代には諸國の朝貢が引續き行はれた。華僑の移住は此の時代に目立つて增加したと見られる。

7、宋の滅亡（十三世紀の中頃）から、宋の遺臣で難を南洋に避けた者が多數に上つた。特に有名なのは宋の遺臣鄭思肖であつて、彼はバタビヤに定住、土民と交易した。

8、十三世紀末に至ると、支那は武力によつて南洋征服を斷行した。即ち元の世祖は西南洋諸國の入貢を招致したが、獨り爪哇が命に背いたゝめ戰爭となつたが、これは元の失敗に終つて居る。

9、元――明の間は、大いに支那と南洋との貢獻貿易が振つた。

10、十四世紀末に至ると、南洋諸國の入貢は更に增大した。明成祖永樂帝の使節馬彬の如きは爪哇、スマトラに、尹慶はマラッカに、(鄭和はアフリカに)往つて居る。この時代に、支那人の南洋定住者は更に增加して居る。又その勢力も目立つて顯著となつて居た模樣である。

11、十六——十七世紀には南洋諸國は歐人の植民地となり、支那の南洋に對する宗主權は全く失はれて居る。從つてこれより後は、華僑は專ら自らの力にたよる以外に方法を失つたのである。

×

次に華僑の移植過程を一言するに、支那人移民は大體明末より現代に至るまで、實に幾多の變遷を經て來たのであるが、此の移民を時代的に大別すると左の如くなるのである。卽ち

1、强制勞働移民
2、契約勞働移民
3、自由移民
4、補助移民

等である。然し、それ等の間には、かならずしも明瞭に劃然たる時代的區分をつけ難いものがある。然し、とにかく近年に於いては專ら自由移民が支配的な形態をなして居たのである。

第三章　移民の發展事情

支那の社會では、海外への出稼を嫌ふ習性がある一方、これとは正反對に海外稼行を欲する熾んな氣風とが同居して居ると云はれる。然し、それについてはともかくとして、華僑の海外殊に南洋移民として、驚く可き發展を遂げたのは何故であらうか、これは左の如き二つの要因を持つて居る。卽ち、」

1、對內的要因
2、對外的要因

がそれである。

對內的要因——

1、南洋華僑の主な故鄕たる南支三省（福建、廣東、廣西）の經濟的事情である。これについては既に詳述した如く、農民は土地よりはみ出されたのである。

2、地理的に見て南支三省は南洋に近く、また海外交通に便なる地方であつたが、加ふるに唐、宋、元、明等歴代の南海諸國に對する貢獻貿易が南支方面を仲繼地としたことのほか、南支那は支那の南洋遠征に當つての根據地であつたので自ら航海業が發達して居たのである。

3、思想的に見ると、南洋地方は古くから支那に對する朝貢船の往來が盛であつたのみならず、ことに十六世紀以降に於いては、諸國の商船が益々多く來航、よく海外の事業を傳へたり、また異國の文物を招來した。從つて海外思想が住民の間に養はれたのである。なほ南支の種族は南遷民族の子孫であつて、慓悍性を有し、海外移行の冒險心を持つて居たと云はれる。

對外的要因——

1、南洋に於ける支那人苦力の需要が增大したこと。

2、十九世紀中葉以降に於ける汽船の發達が、支那移民の渡航を便にし、これを拍車づけたこと。

第四章　華僑の文化

第一節　文　化

一、教育

南洋華僑の教育は、當初に於いては寺小屋式のものであつたが、新式の教育機關が發達するに至つたのは、清末より民國初にかけてのことであつた。而して教育の目標とするところは、終始一貫して商業經營と云ふ點に存したが、近年に於いては西洋文化の影響から、また本國革命による民族主義的精神と國民黨の海外工作とによつて、相當その相貌に變化を來し、華僑學校には政治色が漸次增呈されるに至つたのである。

華僑の學校數は、一九三五年には二千五百餘校（支那僑務委員會調査）、うち馬來、北ボルネオ、菲蘭印、比律賓、緬甸等內南洋地方に六百二十八校を數へたのである。然し最近では更に此の數は增加して居た模樣である。而して右學校の大部分は初等教育の學校であつて、中等程

度、或はそれ以上のものは極めて少數であつた。大體本國の規定に順應したもので、その名稱も大部分は中山學校、華僑學校、中華學校と云ふものがあり、又は華僑の出身地々名を學校の上に冠するものがある。然し、僑生の多くは外人學校に入學した。

(一) 泰に於ける華僑學校數をみるに左の如くである。

一九二七——二九年	一八八校
一九三三——三四年	二七一
一九三四——三五年	一九三

なほ生徒數左の如くである。

一九三二——三三年	七七二六人
一九三三——三四年	五七二七
一九三四——三五年	四七四二

泰では近年に至つて國家主義的な色彩が濃化し、華僑學校への取締は從つて强化された。ことに支那事變以降に於いては、抗日學校にメスを加へ、華僑學校で閉鎖を命ぜられたものが多數に上り、また教師にして國外追放處分にあつた者も現れるに至つた。然し、一九三九年を峠として最近では華僑も新教育方針に服し、漸次復活して開校を見たと傳へられるが、大東亞戰

爭勃發後は、殆ど泰政府の方針に完全に服從して居る模樣である。但し、これは一部不穩分子が清掃されたことゝ、泰の國家主義が徹底したことによるほか、南京政府への認識及び大東亞戰爭に於ける日本の勝利の連續が深甚な影響を彼等にもたらした結果として理解されて居る。

(二) 東印度(舊蘭印)では、一九三六——三七年に於ける華僑在學統計表左の如くである。

	初等學校		中等校		大學	
	校數	兒童數	校數	生徒數	校數	學生數
一、華僑學校	三一三	三一、四四一	八七	二、七二一	三	二六九
二、土語學校	一九、五八一	一五、七六九	—	—	—	—
三、蘭語學校	七〇九	二五、〇五一	—	—	—	—
歐人小學校	二七七	一、八六九	—	—	—	—
蘭支小學校	一〇六	二一、五七二	—	—	—	—
蘭土小學校	二八六	一、五四一	—	—	—	—
連鎖學校	四〇	六九	—	—	—	—

華僑學校に在學するものには新客の子弟が多く、土語學校及び歐人學校に學ぶものには僑生の子弟が多數を占めた。近年に至り蘭印では華僑學校の統一運動が起され(バタビヤの華僑學校とメースステル・コルネリスの華僑學校との間に)、その結果新たに吧城華僑聯合會が生誕した

一九三四年のことである。而して同會の活動に依つて、バタビアに於ける諸華僑學校の教育計畫も統一されるに至つた。また一九三七年には蘭印華僑教育中央會が設立されたのであるが、同會は華僑教育の合理化と統一とを目指して居たものであつた。

現在では閉鎖された華僑學校も多數に上つて居る模様であるが、これは戰爭の影響であつて、近く安定をみるものと推測されて居る。

(三) 馬來に於ける華僑學校數及び生徒數は左の如くである。

一九三一年	六九六校	四三、九六〇人
一九三三年	三七三	二四、八一三
一九三七年	一、一八九	九四、五二六

なほ英文學校は一九三七年に於いて、海峽植民地及び馬來聯邦州を通じて、學校數百三校、生徒數二萬四千二百六十八人であつたが、うち華僑子弟は五七%に上つた。

(四) 佛印では、一九三七年に於ける華僑小學校は二百五十五校、生徒數一萬二千九百五十四人であつて、前年比十四校、一千三百八人を增加して居る。なほその他中等學校もある。

(五) 比律賓では、一九三〇年の調査によると、華僑學校數は八十校、生徒數は五千六百四

十七人、ほかに一千七百二十六人の夜學生徒を數へた。然し、一九三六年末ではマニラに十八校生徒數四千八百四十七人、其他地方に四十三校、生徒數二千三百五十七人であつて、合計六十一校生徒數七千二百四人となつて居る。

(六) 北ボルネオ、サラワク、緬甸等、華僑學校は相等多數を數へ得た。

二、新聞

支那事變に絡む抗日取締により閉鎖、其の他の處分に逢つたほか、大東亞戰爭の勃發による閉鎖、其の他があるが、それ等に對しての詳細は全く不明である。但し、とにかく比較的最近の狀況をみるに、華僑日報、國民日報、中華民報、華僑日報（以上泰）、南洋商報、星州日報、星中日報、新國民日報、光華日報、中華農報、馬華日報、現代日報、檳城新報、總滙新報、南洋商報、星中新報（以上馬來）、新報、天聲日報、商報、競報、大陽、大公商報、泗水新報、蘇門答蠟民報、新中華日報（以上舊蘭印）、華僑日報、安南民報、中國日報、中華日報（以上佛印）公理報、新聞日報、華僑商報、新中國報（以上比島）等が有力紙であつた。而して其の大部分のものは漢字、馬來語紙であつたが、現在生き殘るものは佛印に於ける二、三のもの以外は殆ど全く僅少であると云はれる。（但し目下＝昭和十七年四月一日、詳細判明しないのである）

第二節　團　體

南洋華僑の社會には、自治的に各種團體の組織があり、多くは强固なものであつた。これは本國支那の保護が薄かつた當然の結果であると云ふことが出來るであらう。而して其の團體の種類は概ね、鄉族團體、娯樂團體、商工團體、文化團體等であるが、敵性地域に於いては抗日團體があつたし、またその他秘密結社も多數に上つたと云はれて居る。

然し、以上のうちで健全ならざるものは、殆ど彈壓されてしまつたか、或は自發的に解散してしまひ、此の方面は殆ど健全化せられた筈である。

落丁亂丁等の不完全な品がありました節は直接御申込下さい。何時でも取替ます。

昭和十七年八月五日　初版印刷
昭和十七年八月十日　初版發行　（二〇〇〇部）

南洋華僑と經濟
㊕定價二圓

出文協承認
あ130142

著作者　大形太郎（おほかた）
發行者　東京市神田區神保町一の二二　小野宗治
印刷者　東京市芝區新橋四の四六　吉福實

發行所　聖紀書房
文協會員番號一一四〇七六番
電話神田(25)二〇六八番
振替口座東京一二五八八

配給元　東京市神田區淡路町二の九　日本出版配給株式會社

印刷所　更生社印刷所
製本所　小林製本所

トエ 3L-76

ハイネ・ゲルデルン著　小堀甚二譯（近刊）

東南アジアの民族と文化　定價五・〇〇　〒・三〇

ハロルド・パトラー著　大橋靜市譯（近刊）

東南アジアに於ける勞働事情　定價一・五〇　〒・二〇

G・P・A・ワディア　N・ジョン共著　小生第四郎譯（近刊）

印度資源論　定價三・〇〇　〒・三〇

東京神保町　聖紀書房　振替東京一二五八八八

欠

MISSING